

第百五十六回 参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第六号

平成十五年五月二十六日(月曜日)

午後一時五分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

補欠選任

小川 勝也君

若林 秀樹君

大塚 耕平君

松井 孝治君

高橋 千秋君

川橋 幸子君

遠山 清彦君

福本 潤一君

田名部匡省君

大江 康弘君

田村 秀昭君

広野ただし君

福島 瑞穂君

田 英夫君

五月二十六日

辞任

補欠選任

畑野 君枝君

池田 幹幸君

大江 康弘君

田名部匡省君

田 英夫君

又市 征治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山崎 正昭君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

山口那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

愛知 治郎君

荒井 正吾君

泉 信也君

国務大臣

外務大臣

文部科学大臣

国土交通大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

(国家公安委員長)

会委員長

加治屋義人君

近藤 剛君

椎名 一保君

田村耕太郎君

谷川 秀善君

月原 茂皓君

福島啓史郎君

舩添 要一君

松山 政司君

山下 善彦君

吉田 博美君

池口 修次君

岩本 司君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

広中和歌子君

松井 孝治君

若林 秀樹君

福本 潤一君

山本 香苗君

山本 保君

池田 幹幸君

岩佐 恵美君

吉岡 吉典君

広野ただし君

又市 征治君

川口 順子君

遠山 敦子君

扇 千景君

福田 康夫君

谷垣 禎一君

副大臣

防衛庁副長官

大臣政務官

防衛庁長官政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

内閣府国際平和協力本部事務局局長

警察庁警備局長

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育局長

防衛庁管理局長

防衛施設庁業務部長

消防庁長官

外務大臣官房審議官

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局副局長

外務省総務課長

理・科学審議官

外務省アジア大洋州局長

石破 茂君

赤城 徳彦君

佐藤 昭郎君

田中 信明君

村田 保史君

増田 好平君

宮崎 礼壹君

小町 恭士君

奥村萬壽雄君

山中 昭栄君

守屋 武昌君

西川 徹矢君

宇田川新一君

北原 巖男君

富永 洋君

石井 隆一君

奥田 紀宏君

面田 恒夫君

天野 之弥君

萩中三十二君

外務省条約局長 林 景一君

本日の会議に付した案件

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、遠山清彦君、小川勝也君、高橋千秋君、大塚耕平君、福島瑞穂君及び田村秀昭君が委員を辞任され、その補欠として福本潤一君、若林秀樹君、川橋幸子君、松井孝治君、田英夫君及び広野ただし君が選任されました。

また、本日、田英夫君が委員を辞任され、その補欠として又市征治君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩本司君 民主党・新緑風会の岩本司でございます。どうぞよろしくお願いたします。

法案の審査に入ります前に、確認といいますか、三月二十日のイラク攻撃が始まったときです、決断、ブッシュ大統領が決断されたときに小泉首相が米国支持をされたわけですが、そのときに正確な現地の情報等が総理の耳にきちっと入っていたのかどうか、情報が伝わっていたのか、お伺いしたいと思います。

イラクの復興支援の問題についてもお伺いします。

先週の二十二日に、国連安保理が対イラク制裁解除決議を採択いたしました。この決議は、経済解除にとどまらず、石油事業の再開、また運営、売却金、占領国の権限、占領統治機関等についても言及しております。

二月の二十三、四、五と私もイラク・バグダッドに行っていました、私もバグダッドに送られていたわけですが、現地に行つた者同士、ちよつと今日議論をさせていただこうと思つていたんですが、茂木副大臣は海外からのお客様がいらっしゃると、これも大切な公務でございますので、外務大臣がお見えになっていきますので、後でお伺いしたいんですけれども。

現地に私行かせていただいで、IAEAの査察官にも会えまして、IAEAの現地査察官は文部科学省から二人現地に、文部科学省からIAEAに出向されてIAEAからイラクに派遣されておりました、現地の方にもいろいろお話を伺いまして、非常にまじめな方でございます、もう一月近くたつたんですけれども、泊まっているホテルから一日も出ていないと、外食するのは初めてなんです、査察が終わつたらホテルに戻つたらそこで食事して、ほかの国から来られている方と打合わせしてもう寝る、そういう生活されておつた非常にまじめな方でございます。

私がお伺いしたいのは、現地の文部科学省から派遣されている査察官から、その現地から文部科学大臣に報告とか、これ国際法といいますか、法的にそういうことができるのかどうか、そういう

ことがあつたのかどうか、国連の倫理規定もあるでしょうけれども、その辺のところをまず文部科学大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 今お話しのように、今のイラクへのIAEAによる査察にしましては、我が省からIAEA派遣中の査察官一名、それから核燃料サイクル開発機構からIAEA派遣中の査察官一名が派遣されて、それからまた、IAEAからの求めに応じて、特にイラクの核査察のために我が省からまた一人IAEAに派遣しました。その中のお二人にお会いしたんだと思いますが。

そのIAEAの査察に関係した者は、IAEAの職員はもちろんのこと、それから当省から派遣した者も含めまして、IAEAからの守秘義務が課されているわけでございます。これは、契約するときに宣誓書に署名することになっておりまして、IAEA採用中のみならず離職後も職務中に得た秘密情報を漏らしてはならないということが明確になっておりまして、したがって、現地から我が省に對しまして、どういふことをやっているという報告も一切ございませんでした、その後も、私のところにあいさつに來てもらつたり、またウィーンに行つたときに会つた人もいろいろございまして、一切私からもその実情は聞かず、また向こうからも話がなくて、それがやはり約束事だというふうには私としては理解しております。

○岩本司君 結局は、現地から派遣されている文部科学省の方々が戻りになつた後もあいつに來られた程度で、議論は、そういう会議ですとかそういうことは設けられなかつたということでしょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) そのとおりでございます。

○岩本司君 今度は、防衛庁からもUNMOVICに出向されているわけでありまして、これは現地ではなくニューヨーク本部に出向されていますね。そういう防衛庁から出向されている方

も、何といいますか、その報告等は一切、UNMOVICからですとか国連を通じてということになりますでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは全く同様でございます。

○岩本司君 ということは、総理がアメリカ、米国の支持を決定したときの情報というのは、査察に関する状況、情報というのは、国連を通じてのみということでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) そこに至るまでの過程の情報という意味では、外務省としてはいろいろな出先を通じて様々な情報を取つております。その中には、関係国というのもございますし、IAEA自体から、その日本から出向した人ということではございませんが、例えばエルバラダイ氏あるいはそれに近い人から取つた情報等もございます。様々な情報を入手をして、その上で判断をいたしております。

○岩本司君 ありがとうございます。

茂木副大臣が、今日御出席じゃないんですけれども、現地に派遣されていますけれども、大臣は副大臣からどういふような御報告を受けられたんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 今の御質問は、戦争の始まる前のということでしょうか。

茂木副大臣は、あのときに例えばブリックス、IAEAのエルバラダイ氏等とも会ひましてお話をいたしました。それから、バグダッドでは二時間余り、アジズ当時の副首相ともひざ詰めの話をいたしました。そして、私どもの求めている無条件即時の査察ということに前向きに應じるようにという働き掛けを行い、イラクからは前向きな返事が出てこなかつたということでございます。

○岩本司君 現地でIAEAのエルバラダイ事務局長とUNMOVICのブリックス委員長に茂木副大臣はお会いになつたということでしょうか。

ございますか。イラクではないわけですか、イラクではないわけですね。現地でイラク政府の方とお会いになつて、核査察をもつと受け入れるようにと政府を代表して申し上げたと、イラク政府に。ということでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 核だけということではありませんが、大量破壊兵器の武装解除ということが国連の決議の求めていることではないから、大量破壊兵器ということでお話をいたしました、むしろイラクの場合には核よりは生物化学兵器の方に重点があつたということでございます。

○岩本司君 核ではなくて、生物化学兵器をもう放棄してくだされと強く、廃棄してくだされと訴えたということですね。

私も、ナンバースリーとか、順番付けちゃいけないんですけれども、一般的に言われている話でございまして、国民議会議長、あと大統領顧問にも会えまして、いろいろ、もちろん核だけじゃなくて、査察をもつと受け入れてくだされと強く申し上げました。そのときに、ほとんどそういうものはありませんというふうに言われたんですね。私も民主党団にはないと言つて、政府にはいい返事が返つてこなかつたという話は、何というんですか、いや、駄目ですと、はい、放棄しませんと、査察はそんな受け入れられませんというふうな先方さんの返事だつたんですね。

○国務大臣(川口順子君) イラクは茂木副大臣に對しても大量破壊兵器は持つていないということを言つたわけではございまして、それに対して、それであれば、国連が最後の機会を与えているのときに持つていないということを証明をする、それが国連がずっと一連の決議で求めていたわけですから、例えば廃棄をした証拠というふうなもの、あるいは廃棄をした場所、そういうことを開示をして査察を受けるようにということでありまして、そのためには、例えば科学者と付添いなして話をさせる、これもイラクはコミットをしたことでありますけれども、そういったことについて

したがって、ない、だけれども過去においてイラクは使っていたわけですから、化学兵器を、二回にわたって使ったわけですが、それで、いろいろな、例えばサリンですとかVXガスですとか、そういったことについて国際社会がこれとこれとこれがこれぐらいあるんではないかということをやっているわけですが、それをどうしたということについては一言も言わなかった。それから、ミサイルの廃棄も、言われて非常に小出し的にやったということとございました。

○岩本司君 ミサイルの廃棄ですけれども、確かに小出し的に出しているんです。ただ、イラク側にしてみれば、戦争を、攻撃が来るんではないかかと、もう幾らミサイルを全部廃棄しても攻撃されるんじゃないかといううな、じゃ例えば、先に攻撃は絶対しませんが全部廃棄してくださいと、絶対攻撃しないので廃棄してくれということであれば私は廃棄に応じたんではないかということに感じているんですが、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(川口順子君) この点についての意見は、恐縮ですが、委員のお考えと私は全く違う意見を持っております。

過去十二年間にわたってイラクがずっと、そのころは攻撃をするというような武力的な圧力というのは、その時点に比べればはるかに少なかった。た、にもかかわらず出してこなかった。そして、これはブリクス委員長も言っていることですけれども、二十万を超える軍隊の圧力があって、それでもなおかつイラクは積極的に対応をしてこなかった。そして、査察が成功するかどうかというのはい、日本の一・二倍の国土ですから、イラクが積極的に査察に応じるかどうかに掛かっていると、そういう状況であったわけですね。

攻撃をしないというコミットをしたという状況であったとしてイラクが積極的に即時に無条件で査察に対して協力をしたかどうかということについて、私は委員と全く違う意見を持つておりま

○岩本司君 私は現場で感じたことで、それは意見はそれぞれあると思うんですけども。

査察官の方が二名派遣されておりまして、それ
ぞれの方、一月ずつ派遣されているんですね。先
ほどおっしゃったように、日本よりも広い土地
で、しかもアラビア語は話せない、カーナビも付
いていない、そういう現場の中で、何というんで
すか、査察官の方々も、例えば、僕は福岡なん
ですけれども選挙区が、福岡から新潟までちよ
つと査察に行ってくださいとか、指示が、遠い
ですし、もうそのぐらいの広い国ですから、着
かななくとも迷うときもあるわけです。現場の方
もおっしゃっております。実は今日も迷った
んです。

そういう状況の中、フランス、ドイツ、また中国、ロシアは査察の強化を訴えていたんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがでございますか。その点についてちょっと御答弁をお願いします。

○国務大臣(川口順子君) 武力行使に至るまでの間に、査察をどのような形でやっていくかということについては国連の安保理の場で様々な議論が行われました。ただ、どの国も言っていたことと

は、イラクがこの査察にプロアクティブにといいますが、積極的に応じないということである以上はなかなかうまくいかないものであるということはみんなが言っていたことだと思います。そして、

先ほど申しましたけれども、イラクがあの広い国土で、イラク政府が国連の決議によつて要求されているように、積極的にこれを行う、条件を付けない、直ちに行うといったことをやらない限りは

いかなる形の査察も効果を発揮し得ないと、そういうことはブリックス委員長も時々、度々言っていたとお리だと思います。私もそう思います。

○岩本司君　ありがとうございます。

私は右でも左でもないんですよ。現状が、未来で、行かしていただいておりますので、そのことを一言申し上げます。

療支援をエジプトと一緒に行っていくとおっしゃいましたけれども、そのエジプトと一緒にということは、エジプトだけじゃなくてほかのアラブの諸国ともいうことでございますか、これはエジプトだけという意味でございますか。外務大臣、お願いします。

○国務大臣(川口順子君) エジプトで先般、昨日でございますが、一昨日、総理はそのお話をなさいましたけれども、エジプトだけということではなくて、その前に私がヨルタンに行きましたときも、ヨルタンのハシミテ慈善財団と一緒にイラクにおける医療活動をやりましょう、その支援をしましょうという話をしてございます。

エジプトと行つた理由というのは、エジプトについてはそもそも医療についての一定の水準があつて、これはヨルダンも同じでございますが、その上、やはりイラクの復興というのは地域全体にかかり合いがあることですから、その地域のひとと日本が一緒になつてやるということに意味があるというふうに考えたということです。

○岩本司君　戦争が始まる前からマスコミ等でも、世界じゅうがこの戦争は何のためだろうといろんな意見が出されておりまして、先ほども冒頭申し上げましたけれども、国連安保理がイラク制裁解除決議を採択して、経済解除にとどまらずに、石油事業の再開、運営と売却金、占領軍の権限、また占領統治期間について言及しているわけでございますけれども、この復興支援の中に石油開発にかかわる予算というのは含まれておりますでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 我が国がイラクに対して行く復興支援というその中に石油関連が含まれているかというお尋ねでございましたら、私どもが今のところイラクにコミットをしたのは、国連のフラッシュアピール一億ドルというのの中で、例えば人道支援ですとか医療の関連ですとか教育ですとか、そういうことが中心でございます。

アビールの中でやっているということではございませんけれども、ORHAに対して、これは外務省の職員として出張しているという形ですけれども、一人行っている人が石油の問題の専門家でございまして、この人はイラクの南部にいまして石油関係についての関連の仕事をしていると、そういうことでございます。

○岩本司君　ありがとうございます。

医療支援は、エジプトだけじゃないんですけれども、いろんな国ともちろんしていくんですけれども、イラクの子供たちにも当然やはり何らかの支援を当然していくべきだと思うんですけれども、私も、現地でバグダッドの小学校に行かせていただく、そういうチャンスがありまして小学校に行きましたら、学校の入口に、何というんですか、入口に掲示板が掛かっておりまして、そこにサダム・フセインの写真が、元大統領の写真が飾ってありまして、アワ・ファザー・イズ・サダム・フセインと書いてありましたね、アワ・ファザー・イズ。各教室、学校の中にも入れていただきましたら、教室の間にもその写真が飾ってありまして、教室の中にも入れていただいたんですけれども、教室の中に入りますと、子供たちが、これ、閣僚の皆さんに御報告も兼ねてですが、英語でアップ・アップ・イラク、ダウン・ダウン・USAと、こう大きな声で掛け声を上げているんですね。イラクの子供たちにしてみれば、当時、正義はサダム・フセイン元大統領だったわけですが、悪がアメリカ合衆国と。

教育は本當にもう、何といひますか、すばらしいものでもありますけれども、恐ろしいものでもあると私は感じたわけですけれども、今、指導者がいなくなったイラクの子供たちに、もちろんイラクの教育はイラクの国民が今からやっていくわけですけれども、日本の文部科学大臣として、イラクの子供たちにメッセージといひますか、何かお感じになつてゐること、アドバイス等でも構いませんけれども、大臣、一言お願いできませんで

しょうか。

それで、大臣はもう、今日、大学の視察を抜けて御出席いただいて本当にありがとうございます。最後に一言お答えいただけてよろしいですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 岩本委員が現地にお出掛けになりました。イラク・バグダッドの小学校までごらんになっていろいろ御示唆をいただきました。私としても大変参考になります。

ただ、委員御自身もおっしゃいましたように、それぞれの国の学校教育、特に初等中等教育のようなものは、その国がどのような姿勢でどのような国づくりをし、どのような子供たちを育てていくかということが基本になるわけでございまして、今後、戦争の終わった後、イラク自身がどのような国に自らの国を建設していくかということにかかわっていると思います。

ただ、したがって、私も紹介したりすることではないとは思いますが、やはり一番大事なのは、それぞれの国において平和を希求し民主主義を守っていくような、そういう国の形成に資する教育というものをやってもいいかなんかと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。大臣、もうお引き取りいただいて結構でございます。

民主党が提案いたしました基本法、緊急事態対処基本法案でございますが、これにつきまして、四党の幹事長の覚書では、四党間で真摯に検討して、その結果に基づき速やかに必要な処置を取るとございます。

小泉総理は十九日の参議院の本会議で、緊急事態に係る基本的な法制が必要であるとの考え方は十分共有するものであり、今後、政府としても、今回の合意にある必要な処置について真摯に検討してまいりますと御答弁いただいております。ここで、考え方は十分共有ということは、これは政府として必要であるというふうな認識でよろしいでしょうか。また、その検討はどのようなところで行うのか、官房長官にお伺いした

いと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 与党と民主党の間で合意されました緊急事態に係る基本的な法制の検討に際しましては、これは既存の法令との関係などの問題につきまして国民に分かりやすい成果が上がるよう十分な議論を尽くしていくという必要があるものと考えております。

いずれにしましても、緊急事態に係る基本的な法制が必要であるという考え方は、これはもう十分共有するものでございまして、今後、政府といたしまして、今回の合意にございまして必要な措置について、内閣官房を中心に政府全体で真摯に検討してまいりたいと思っておりますところでございます。

○岩本司君 ということは、民主党のこの基本法案はもう必要であると、一言で言うところということとよろしゅうございますか。官房長官、よろしくお願ひします。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま申し上げましたのに尽きるのでございますけれども、考え方は十分共有いたしております。ですから、これはこの合意にあります必要な措置というのは、これは十分政府として検討してまいると、こういうふうな考え方でございまして、よろしくお願ひします。

○岩本司君 ありがとうございます。

衆議院に提出しました基本法案でございますけれども、緊急事態の定義につきまして、武力攻撃事態等のみならず、大規模自然災害、また原子力事故、テロ攻撃なども含んでおりますが、これらの事態の方が武力攻撃事態よりも可能性が、発生の可能性が高いわけでございまして、対処の必要性も高いことから、基本法を制定するに当たって対象に含めるべきと考えますけれども、その点につきまして官房長官、御答弁よろしくお願ひします。

○国務大臣(福田康夫君) 御指摘の、もつと頻度が高いのではないかとこの大規模自然災害とか原子力事故それからテロのような緊急事態の対応につきまして、これまで災害対策基本法、警

察・海上保安関係法、また自衛隊法などによりまして基本的な体制を整えてまいっております。また、今回の衆議院における修正によりまして、法案第二十五条でこれらの事態に迅速かつ的確に対処するために政府が講ずべき施策が規定されたところでございます。

政府といたしまして、今後とも警察機関と自衛隊のより緊密な連携等、運用面の改善に向けた検討を進めることをいたしてまいりますが、そのほか、これらの緊急事態への対処について、情勢の変化に対応して法制面、運用面の両面にわたって不断の見直しを行いまして、国民が安心して暮らせる国づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、与党と民主党との間で合意された緊急事態に係る基本的な法制の検討に際しましては、災害対策基本法、警察・海上保安関係法、自衛隊法等の既存の法令との関係などの問題について、国民に分かりやすい成果が上がるよう、十分な議論を尽くす必要があるものと考えております。

いずれにしましても、緊急事態に係る基本的な法制が必要であるという考え方、これは先ほど申しましたように十分共有いたしておりますので、真摯なる検討をしてまいりたいと思っております。

○岩本司君 ありがとうございます。

武力攻撃事態対処法の国会承認について官房長官にお伺いしたいんですが、官房長官も四十五分で、何かお忙しいということでは……

○国務大臣(福田康夫君) まあまあ、あと十分。

○岩本司君 よろしゅうございますか。はい、十分。

重要なことでございますので、ちょっとお伺いしたいんですが、先日の参議院本会議で、官房長官は我が党の小林議員の質疑に対しましては直ちに国会承認を求めることになっているが、適時適切な国会による民主的統制を図るためには、その手続が遅れるようなことがあつちやいけないわけでございますけれども。

そこで、「直ちに」についてお伺いしたところ、例えばと、例えば、当該閣議における決定後に同日中に国会に対して承認を求めるための手続を取るといった運用を想定しているというふうにおっしゃったんですが、これ例えばじゃなくて、一応法律でございますので、原則として、同日中にすべきではないのかと思うんですが、例えばじゃなくて原則としてと思うんですが、この点、ちょっと重要でございますので、よろしくお願ひします。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態等への対処につきましては、行政府と立法府の統一的な意思の下に行っていくことが重要であると考えております。そのために、法案では、対処基本方針を閣議で決定した後、直ちに国会の承認を求めなければならない、こういうふうにしております。

政府としては、対処基本方針の閣議決定後、可能な限り早急に国会の承認を求める考えであり、国会が開会中であれば、開会中であれば、原則として当該閣議における決定後、同日中に国会に対し承認を求めるための手続を取るといった運用を想定いたしております。ですから、原則的にというふうにも考えております。

○岩本司君 前向きな御答弁、ありがとうございます。

また、もう一点、関連なんですけれども、対処基本方針には、武力攻撃事態の認定や認定の前提となつた事実、また武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針、また対処処置に関する重要事項が定められることとなっております。これは国会の承認対象となるわけですが、この中で、一部につき、例えば国会が同意せざる内容が含まれていた場合、これ緊急事態のときですから、同意せざる内容が含まれていた場合に、これ国会で修正することが可能なんですか。それとも、もう一度内閣で出し直すわけでしょうか。これ緊急事態のときですから、よろしくお願ひします。

○国務大臣(福田康夫君) 対処基本方針の国会の

承認の求めは、これを全体として承認するか否かという観点から国会の決定を求めるものである。要するに、全体として、基本方針全体として承認を求めるかどうかということ、そういう観点から国会の決定を求めるわけでございます。

これは、指定行政機関等による対処措置に関する重要事項等を定めるといふ対処基本方針の性格にかんがみまして、政府の責任において策定することが適当であると考へたことによるものでございまして、国会において対処基本方針を修正するということは想定いたしておりません。しかし、仮に対処基本方針にかかわる国会の、国会の意思が対処基本方針の一部について同意をできないというものであれば、速やかにこの対処基本方針を変更した上で改めて国会承認を求める等、これを尊重して対応すると、こういうふうなことになるっております。

また、衆議院における修正によりまして、国会が対処措置を終了すべきことを議決したというときは、これはもう内閣総理大臣は対処基本方針の廃止について閣議の決定を求めなければならないということになっております。

また、対処措置の一部の実施をやめるべきであるという国会の意思が議院の議決などにより明示されれば政府としてはこれを尊重して対応すると、こういうふうなことになるっております。

○岩本司君 少し国民の皆さんに分かりやすく御説明いただければ大変助かるわけですが、要は一部とかであれば国会で修正することはできるわけですか、一部であれば、一部であれば。

○国務大臣(福田康夫君) これは、先ほど申しましたように、これ全体としての承認を求めるといふ、こういう手続をするわけですね。ですから、先ほど申しましたのは、仮に基本方針で国会の意思が、国会の意思が一部について同意できないというふうな事態になった場合に速やかにこの基本方針を変更して、変更して改めて国会承認を求めると、こういう手続になります。一部の修正は、一部の修正でもできないということです。改めて

承認を取ることをし直すということですね。

○岩本司君 現時点だと思えますけれども、国会でそういう中止が、決定が、中止の決定ができるように、できれば前向きにお考えいただきたいというふうに思います。これも一言申し上げ、はい、どうぞ。

○国務大臣(福田康夫君) これ、国会でもつてやるべきだというふうな、そういう国会の意思が議決、議院の議決などでもつてもうはつきりするということになれば、政府としては、これを国会の意思というものを尊重して対応すると、こういうことになります。

○岩本司君 そういうことはもう尊重するという、できるということですね。ありがとうございます。

次に、国会への情報提供でございます、国会承認の際のですね。

先ほど、総理が日本国の国民の代表として、かじ取り役としてアメリカ政府を支持するかどうか、重要な決断をするときに、やはりきちんとした情報がないとやはり決断もできませんし、その前の議論もできないわけでありまして。特に、例えばこれは洪水のときに一杯水があふれているんですけども、それが飲めるかどうか、飲み水かどうかというのはやっぱり自分で確かめないと飲めないわけでありまして、泥水もあるわけですから、情報が散乱していきましますから、誤って別の全然違う情報までどんどん流されるわけで、情報提供についてお伺いしたいんですけれども、民主党法案では、国会承認に関連して、国会へ情報提供を義務付ける規定をこれは基本法案で定めておりまして、これはもう当然のことでございます。

対処基本方針の国会承認の是非を判断する際に十分な情報をもろん提供していただければならないわけでありまして、テロ特措法に基づく国会承認の際は、派遣部隊の安全等を理由に国会にほとんど情報が提供されなかったわけでありまして。これは国会には秘密会という制度もございまして、会議録に記載しないこともできるわけでありまして、十分な情報提供をすべきだというふうな考えはありますが、御答弁、官房長官、よろしく願います。

○国務大臣(福田康夫君) 情報の提供を十分にしないのではないかと御意見でございます。けれども、これは、要するに行政府と立法府の統一の意思の下で武力攻撃事態等への対処を行っていくと、これが大事でございます。したがって、対処基本方針の承認のための国会における御審議に役に立つように、事態の認定等にかかわる情報については可能な範囲で開示をしなければいけないと考えております。

なお、秘密会ではどうかというお話でございますけれども、これは国会の審議の方法でございます。したがって、国会において御議論をされるものというように考えております。政府はそれを踏まえて、踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○岩本司君 お時間もないようですので、先にちょっと進ませていただきます。

もう一点だけ、官房長官、よろしく願います。

我が党が衆議院に提出しました基本法案には、防災業務に従事する職員又は住民その他の関係者に対する緊急事態への対処に関する知識を習得させるための教育及び研修について言及しております。とりわけ住民に対する教育、また研修、訓練、これは政府が検討しております国民保護法制にはこれは含まれているのかどうか、お伺いします。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確に実施すると、そのためには教育、研修及び訓練の実施は重要であると考えております。そのため、国民の保護法におきまして、避難に関する訓練への参加につきましまして国民が協力するよう努める旨の規定を設けることを検討しているところでございます。

また、教育、研修については、これは重要なんですけれども、これらの処置については法律上の

規定の必要性を勘案しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○岩本司君 前向きに検討されるという答弁でよろしいでございますね。ありがとうございます。

最後に、官房長官、もう一問よろしくごいますか。お時間の方はどうですか。一分よろしいですか。済みません。ちょっと議事録に残さなきゃいけない点がありますので。

政府が四月に示されました国民保護法の骨格では、四番目に国民の役割として、住民の自主的な防災組織、ボランティアに対する国、地方公共団体の支援という項目があるわけでございますけれども、この自主的な防災組織とは、政府は現時点でどのようなものをお考えなのか、最後に官房長官にお伺いします。

○国務大臣(福田康夫君) 住民の自主的な防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織を想定しております。

このような自主的な防災、自主防災組織ですね、これは全国で十万人団体以上組織されております、今現在。平時において防災訓練等を実施したり、災害時において初期消火や住民等の避難誘導などを行っているというように承知をいたしております。

こういうような住民の自主的な防災組織は、国民の保護に関し何らかの義務を負うものではございませんが、自発的に国民の保護のための活動を行う場合は、国及び地方公共団体がこれを支援すると、こういうことを考えております。

○岩本司君 官房長官、ありがとうございます。

次に、消防庁にお伺いしたいんですが、私も消防団の現役の団員でございまして、いつも、いつもが有事なんです。平日は東京におりますので、週末、地元に戻ったときに地域で火災があれば私の携帯電話に掛かってくるわけですが、夜中でも

現場には、本当に、三回ほど行かせていただきましたけれども、ちょうど消防団というのは、何と云いますか、ちょうど住民でもあり、住民なんですけれども国民、市民でもあるんですけれどもボランティアの精神で消防署や警察を補佐しているといいますが、そういう立場にあるわけです。テロが起こった場合に、もちろんテロと分かればいいんですけれども、ガソリンスタンドですとか今までのケースでも爆発したり、それも出動するわけですよね。遠くから火が、煙が見えている住民の人は一九番に電話するわけです。一九番からまたそれぞれところに、もちろん消防団員にも連絡が掛かってきますし。

要は、いつも有事の中で活躍されています消防団員の方々にしてみれば、何と云うんですか、要は被害が大きい小さいかといいますが、武装した武装勢力とはまた別のテロですね、武装勢力とはまた別の勢力で、例えば結果だけ大きな爆発音があつて、火事か何か分からないですけれども出動せざるを得ないといいますが、被害者も普通よりも、何と云うんですか、多いわけで、火も大きいわけですから、それはテロだったら逆に消防団員の方は行かなくていいとか、そういうふうなことは、その判断というのが、現場の判断というのは大変難しいと思うんですけれども、消防庁の長官にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石井隆一君) お答え申し上げます。

おっしゃいますように、有事の場合にも様々な形態の災害が発生すると思います。それは個別のテロの場合の災害、あるいは自然、例えば人為的な理由による火災とかそういうこと、あとサイレンが鳴ったりしますと、実際、一瞬どの原因によるかというのが分からない場合もあると思います。

ですから、基本的には常備消防、一般の消防署が対応しますけれども、消防団もその常備消防を補完して一定の役割を、常備消防を補完して消防団もそれなりの役割を果たしていただけるんじゃないかと考えております。

○岩本司君 何と云いますか、長官は今まで現場に行かれたことってございますか、火事の現場に。

○政府参考人(石井隆一君) 長官を拝命してから、訓練の場には出ておりますけれども、現場に直接出向いたというのはいまのところございません。それまでの間、一般市民の一員として、あるいは職員として対応したことはございます。

○岩本司君 法律を整備するに当たって、もういりんな問題が生じてきてまして、例えば指示系統も、先日、防衛庁長官がテロのときにまず警察が先頭になって出ていくというふうにおっしゃいましたけれども、例えばテロでもいろんなテロがあるとは思いますが、火事の現場では警察の役目といいますが、大変もう有り難い話なんですけれども、交通整理と事件の後の現場検証がメインでして、消防団員が現場で警察官に御協力をいただく場合があるんですね、その道路を止めてくださいますか。

ですから、例えば大きな山火事でも、例えば山火事を想定してください、山火事でも、実際にあつていんですけれども、警察は指示しないんです。消防が中心になります、もちろん対策室ですとか作つたところには、それはもちろん警察からもその中に、会議に入つていただくようなことはありますけれども、指揮を取るのはいまだ消防が中心で、その補佐を消防団また警察がやつて、これがもう現場なんですけれども。

防衛庁長官、先日の我が党の広中議員の答弁で、テロの事態のときには警察が先頭になっていく、指揮を取ると言いましたけれども、なかなかそうはいかないんじゃないかなと思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(石破茂君) それはいろんな場合があるのだらうと思います。テロで消防署が第一義的に対応するというのはどういふ場面なのかというのは、これまたいろんな想像をしてみなければいけません。

ただ、私どもとして出ますときに、これが官庁間協力というのがまずあつて、それから災害派遣というのがあつて治安出動と、こういうふうに分かれていくわけでございます。

私どもも、じゃ、どの段階で、どこどのようにな連携をすればいいのか。例えば火事で、第一義的にそれは警察ではなくて消防が対応すると、こういう場面であるとしても、これが、そのまたそういう状況を、例えば火を消すというのがお仕事の消防と、そういうような状況を、鎮圧という言葉はまだ使いませんが、制圧という言葉、収めるという警察とまた違ってくるのだらうと思つています。

そういういろいろな場面がありますから、そのときに、じゃ消防が指揮を取るのか警察が指揮を取るのか。その場合に、私どもが災害派遣で行くのか、官庁間協力なのか、それとも治安出動なのか、いろんな組合せがあると思つて、そういう場合にそこが生ずることのないように平素からの訓練が誠に重要だということだと思つております。

○岩本司君 長官、ちょっと聞いていただきたいんですが、消防は火を消すのももちろん目的なんですけれども、最大の目的は人命救助なんです。ですから、火を消すのが消防で、じゃ、何と云うんですか、長官のお話では、何かいろいろちよつと、さっきの現場の話になつてしまつたので、なかなか伝わりにくいとは思つていますが、

長官、消防団の方々、私なんかそんなに何年もあるんですけど金メダルはいただいたことがあるんですけど、そういうことを言いたいから言っているんじゃないんでしてね、みんな仕事をしながら、数か月でチームを組んで一つの火に向かつて消していくというような、呼吸が必要なんです、呼吸が。みんな、それぞれ仕事をしながらやりますから。私はまだそんなに、私は浅いんですけど、大先輩の話聞きますと、火の中に一回入つていったらすると、もう一週間ハ

ンバーグが食べれないという、よく言われるんですけれども、その意味で分かれますか。

○国務大臣(石破茂君) それは、憶測で物を言つてもいけませんから、ここでは正確にそのお話を私は聞いたことはございません。

ただ、私も選挙区で、もう国会議員になつて十七年になりますが、操法大会というのはほとんど欠かしたことはないです。もちろん、それは団員として参加をしていただくわけではありませんが。

そういうような現場で消防団の方々がどのような活動をしておられるのか、そして、それが実際に、今、委員が御指摘のように、国民保護という観点でどのように動くか、その消防団というものをどのように位置付けていくのかというのがまさに今後の課題であるというふうに思つております。

委員御指摘のように、皆さんお仕事を持っておられるわけでありまして、また、いわゆる私どもの中山間地に行けば、これはもう相当高齢化もしておるわけですね。あるいはもう男の人がいなくて、女性ばかりの消防の編成というのもあるわけですよ。そういうものをどのようにしていくかというところは、本当に私も自分の選挙区を見ましても、この消防団という組織をどのようにしていくのか、これがボランティアというふうな位置付けるのか、これをどうやって組織的にやっていくか、その場合に、警察とじゃ防衛庁といいますが、自衛隊といふか、その関係をどうするかというのがまさに肝要な点であらうと思つております。

○岩本司君 先ほどハンバーグのお話をしましたけれども、これはよく先輩方がおっしゃるのには、中に、現場に入ると、もう中に人がいるわけですよ。もう丸焦げになつた死体の中にある、そういう場合もあるわけですよ。それも、人命救助が第一ですから、もう消防もそうなんですけれども、火を消すだけじゃないんですね。

先ほど、テロのときに警察が指揮を取る場合に

いうんですか、今からどんな消防団としても増やしていかなければいけないんですが、これ、ごっちゃにするとおかしくなるので、消防庁長官にお伺いしたいんですが、消防庁として、消防団員の方をどうやって、平時のとき、まず平時のときの数をどうやって増やしていくかというふうにお努めなのか、まずお伺いします。

○政府参考人(石井隆一君) 先生御指摘のとおり、最近では産業構造あるいは社会環境の変化によりまして、団員数の減少あるいはサラリーマン化等、あるいは中高年齢化の現象が出ております。

そこで、消防庁といたしましては、従来から消防団員を何とか確保したいということで、消防団のまず拠点施設でありますとか装備につきましては国庫補助金による支援、あるいは団員の報酬でありますとか、それから出動、災害に出動していただいた場合の出動手当ですとか、こういったものを地方交付税に算入するとか、あるいは消防設備士等のいろんな試験、受験試験資格ですね、資格取得に一部試験を免除するとかいったようなことをやっております。

最近、それでもなおその減少が止まりませんので、例えば若手中堅団員あるいは女性団員の方々の、もっと意欲を持って参加してもらえようという、若い方々中心の意見発表会をやった、優良な団員は表彰させていただくとか、それからやはり企業社会でございますから、どうしても企業の御理解をいただく必要がございますので、企業によつては大変理解が深くて協力してくださっている事業所もあります。そういった協力事業所を表彰させていただくとか、あるいはどうしても団員確保が難しいところは、市町村の職員あるいは郵便局の方、あるいは農協、漁協の方といったような、公務員だとか公共的団体に勤めていらっしゃる方になるべく入団を奨励するとか、あるいは消防団中心のメールマガジンを発行するとか、いろんなことをやっております。

今後ともしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○岩本司君 何というんですか、火事やテロかどうかまだ分かる前では消防も現場に行けば消防団も行くんですけれども、テロと分かった場合にも消防団の方々は現場にやつぱりいるべきとお考えですか。防衛庁長官、お願いします。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来申し上げておりますように、これがテロと断定するという認定行為というものが特にあるわけではございません。要するに、一般の警察力をもってしては対処し得ない事態になれば治安出動が下令されるというような法的状態があるわけでございます。

その中で、消防団の方々が、そういうような状況になって治安出動が下令されるような、すなわち一般の警察力をもつてしても対処し得ないというような現実が生じたときに、その場に消防団の方々がおられるということは通常想定され得ないことだと思っております。

それは私どもとして想定され得ないということをお願いしてございまして、そのときにおいて、それでは、それぞれの任にある方がどのようにしてそこから避難するか、そして続いているところの、委員先ほど来御指摘の、火災が続いておつて人命救助ということが求められておるという状況において何をどうするかということ、これはこれから議論されるべきことだというふうに考えております。それはテロだけでなく、実際に武力攻撃事態ということに推移したときも議論の本質は一緒であります。

しかし、基本的に私どもとしてはそういうような場合に、民間の方でありますから、基本的には、そういうような方々に身に危険が及ぶというようなことは国家全体としては避けるべき筋合いのものであるということだと思ひますが、今後の議論にまぎさく委員のような御意見を反映をしていく、何が最も早く事態を収束させ、何が最も多くの国民の生命、財産を守ることにつながるかという点において議論されるべきことだと考えております。

○岩本司君 時間が来ましたので、最後に東チ

モールの自衛隊の皆様方の現場の声をちょっとお話ししたいなと思つたんですけれども、次回に質問させていただきます。終わります。

○中川義雄君 自由民主党の中川であります。

今日は、最初に、何でもこの常識的な法律が今日までできていなかったのか、なぜこんな大切なことが長い間すき間としてこの国に存在したのかというところから先によつと皆さん方の御意見をお聞きしたいと、こう思つておるわけです。

御承知のように、十三日のとき、与党三党と野党の第一党である民主党の間でこの問題について基本的な合意が達成したと。翌日のあの新聞報道を見て、私もそうでしたが、本当に良かったという感じがしますと、この有政法制が福田内閣で取り上げて以来、この問題が問題になると、野党の皆さん方もそしてまたマスコミの皆さん方も、また戦争を仕掛けていくとか、そういうふうな反戦的な考え方一本で大きなキャンペーンがしかれて今日まで来たことは事実なんです。しかし、それが今回は正にがらりと変わつて、衆議院では九

〇%以上の国会議員の同意を得て成立したというの、私自身本当に今昔の感といひますか、しているわけがあります。

主なものとして、野党第一党もこういう基本的な問題に意見を述べて、そしてまとまつた、このことはすばらしいことだという見出しになつていくわけですが、その中で、国が外国からの攻撃を受けるなど、非常事態を迎えたとき、どのように対処するかを定める重要法案成立にめどが付いたということも何となくこの社説の中でほつとした雰囲気が出ていたわけでありまして。これも私の気持ちと本当に同じだと、こう思っているわけ

です。そしてまた、このすき間を埋める合意、これもまたある有力新聞の社説の見出しですが、国家と

してのすき間、空白を埋める合意であると。そしてその中で、これも当然のことですが、国の安全と国民の生命、財産を守るための法案は、党利党略の具にすることなく、与野党の垣根を超え、より多くの政党の合意で成立することが望ましいんだと、今回はそのようになったという形で歓迎しているわけでありまして。

また、これも有力紙の社説ですが、その見出しは「有政法案めぐる野党合意を歓迎する」と。そして、その論点の第一に、有政法案のような国政の基本にかかわる重要法案が野党第一党の合意を得て成立する、このことは画期的なことなんだという形で非常に歓迎されているわけです。

私は、本当にこんな大事な法律が戦後五十年間そのままに放置されていたということについては、何となく良かったなあとと思つたと同時に、なぜこんな事態をこのまますつと続けてきたのかなということ、まず最初に、官房長官おられますので、内閣としての、こんな基本的な法制度が先進国と言われている国の中で存在しない国があるのかどうか、まず明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。いわゆる先進諸国におきましては、それぞれの国の事情に応じまして内容等に差はあるとは思ひますが、有事に対処するための法制は基本的に整備されているものと承知をしております。

○中川義雄君 基本的に整備されているということですから、当然そういうことだと思ふんです。問題は、今日まで、戦後から今日まで、自衛隊は存在したが、国の安全を守るための基本的な法制が整備されていなくて、そのために自衛隊はいざというとき本当に有用に活用できなかったか、なかったかということが非常に大事なかたでありまして、そんなことが今日まで放置されていた、それでは、政府としての要因、こんな大事な法律が今日まで放置されていた要因についてどのように見解として持っているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

事務方から御答弁するには大変難しい御質問でございましてあれでございませうけれども、いろいろな諸事情があったとは存じますけれども、一言で言ってしまうと、要するに、このような法制を整備しようという国民的な合意が得られない環境にはなかったというのが今日まで整備に至らなかった大きな要因ではないかというふうに思っているところでございます。

○中川義雄君 その程度の答弁というのは全く立場が立場だから仕方ないのかもしれない。本日は官房長官その他に聞きたかつたんですけれども、今大事な行事に参加している、ここにいますから、まあ、石破長官については後からゆつくりまだまだ見解を聞かしていただきたい。

私は、その要因というのはいろいろあるが、私は一番の要因というのはあの敗戦だと思ふんです。あの敗戦で世界で初めて、地球上初めて原子爆弾が落とされた、あの悲惨な結果。そしてまた、焼夷爆弾その他、私の田舎などというのは五十戸足らずの集落で、私は小学校二年のとき終戦を迎えたんですが、あんなところまで機銃掃射が来て私も防空ごうの上から親に怒られて引きずり込まれた、そんな経験を持っております。正に、それはそれは悲惨な結果だった。その反動として、厭戦という戦争を嫌うという気持ち、これはもう世界で最も日本人の心の中に刻み込まれた。ですから、反戦という言葉が出ると、もうだれもがほとんどそれについていくという、そういうことがあったと、こう思うわけでありませう。

そして、これは私の考えですが、それが今日までずっと続いたのは、何といつても敗戦、占領下に憲法が新設されました。その憲法に、武力の行使は国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する、そのため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、明確にそううたっているわけですから、自衛隊そのものに対する国民、多くの国民の疑問というものが当然あった。ですから、これは日本国憲法の存在というものが、これは大きな

く今日までこのばかげた状態に置いた大きな要因だと思ふわけでありませう。

私は、この憲法の中で一番矛盾しているのは、この第九条と基本的人権の中の第十三条の生存権の問題。生存権を明らかに最も基本的な権利として国民にそれを保障し、訴えているわけですが。そうすると、当然のこととして、この国が武力攻撃、侵略され、武力攻撃を受けたら、一番国民が生存権、命そのものにかかわるそんな大きな問題になるのに、一方ではそれを保障しておきながら、一方では一切の戦力を持たない、こんな矛盾した憲法というものが今日まで存在していたことが非常に大きな問題である。

私は、持論からいって、この生存権というのは、これは憲法やいろんな問題で制約されるものでなくて、人間だっただれもが生きるための権利というものが最も尊重されなければならないし、国家たるものはそれを保障することが当然、法律上の論争の前にそれは当然のことだから、この憲法第九条というのは、そもそも間違い、矛盾したそういう法律である、法制度であると。私は、生存権が基本的に保障されるならば、当然国家としてそれを守るための自衛権というものは、だれもが侵すことのない基本的な権利であると思っております。

そのことについての法制局としての基本的な考え方をしていただきたいと思います。

○政府参考人(宮崎礼憲君) お答えいたします。

憲法九条が独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではないと、ものとは解されないというところは、いわゆる砂川事件におきます最高裁判決においても明らかにされているところでありまして、政府といたしまして、この自衛権の行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、もとより同条の禁ずるところではないと。

これにつきましては、今御指摘の憲法十三條の存在ということも併せて踏まえて考えると、憲法九條の解釈といたしまして、この自衛権の行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、もとより同条の禁ずるところではないと。

裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、もとより九條の禁ずるところではないだろう。そしてまた、同条第二項が保持を禁止しております戦力というのは、このように考えてまいりますと、このような自衛のための必要最小限度を超える実力を指すものであって、自衛隊はこの必要最小限度の範囲内での実力組織として設置されておるものでありますから、同項に言う戦力に当たらないというふうに従来、政府としては解してきているところでございます。

○中川義雄君 戦力であるかないかという今の答弁というのは法理論上成り立つかもしれない。併し、一般の国民は、自衛隊は戦力を持っていないと言われてもちよつと理解しにくい。私も、素朴に言くと、あれだけの、五兆円も毎年予算をつぎ込んであるあれだけの巨大なパワー、これが戦力でないという今明快な答弁がありますが、これは政府の統一見解でそうなっていますからそれ以上言えないと思ひますが、本日に分りにくいことであるということだけは指摘させていただきます。

ちなみに、戦力というのはどういう言葉であるかというところ、広辞苑その他の辞典で、私ももう頭がおかしくなつたんじゃないかと思つて、常識的に戦力という意味は一体日本の国語として、言葉としてどういふふうになっているのかということ、で広辞苑その他、十数種類の辞書を調べてみたんですけれども、大体言っているのは、戦力とは、兵力のほか兵器の生産力や物資の輸送力などを含めて戦争を遂行し得る能力と、こう書いてあります。自衛隊がそれに当たらないとしたら、これ大体自衛隊というのは一体国民の常識から見てもんな存在であつたか。

私が言いたいのは、そんな無理した解釈をせざるを得ないというのが、この憲法の九條そのものが自然権としての存在の在り方からいって矛盾しているから、それを無理して言つた結果がそんな言葉になつてきているんだと。私はそれは、ここにもまた本日はもつと、官房長官だとか総理がい

たら総理の明快な考え方を聞きたかつたんですが、まあ今日はこの辺でやめさせていただきます。

もう一つ、私は、分りにくいのは、個別的自衛権はあるが、集団的自衛権は行使しないという話であります。これ、もうちよつと具体的に。個別的自衛権は今あなたの答弁で大体分かりました、あるということ。集団的自衛権は存在するが、しかし行使は許されないと、こう言うんです。これ、どういうことなんでしょう。あるが行使は許されない、固有の権利として持っているがその行使は許されないというのは難しい話ですが、これはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(宮崎礼憲君) お答えします。

これも再々お尋ねがあるところでございまして、国際法上の問題と我が国内法、憲法を中心といたしまして国内法上の問題をやはり分けて考える必要があると存じます。

国際法上は、国連憲章第五十條、五十一條におきまして、各加盟国は個別的、集団的な自衛権を有するといふ意味のことが規定されておりました。各加盟国は集団的自衛権を持っているということ、その主張する権利があるというふうに認められていてありますけれども、各国が国内法におきましてそれをそのとおり全部行使することにするかどうかということは、各国のまたそれは自主的な判断であるということであらうと思ひます。

その上で、るる答弁がありますように、現在の憲法九條は、第一項で戦争を放棄し、第二項で戦力を放棄するといふふう徹底した平和主義を取っておりますので、この解釈の範囲内では、直接自国が武力攻撃を受けていない場合に、それにもかかわらず、自国と密接な関係にある他国に対する攻撃を武力をもって排除すると、こういう権利は我が国は行使しないという、そういう立法上の政策を取つたわけでございますので、そこは国際法上そういうことを主張することは認められてはいるけれども、我が国としてはそういう権利は

言わば放棄するということは、これは別の次元のことであって、特に矛盾だとかおかしいということはないというふうに考えております。

○中川義雄君 この点になるとますます分からなくなってきた、行使できるからこそ権利であって、行使できない権利なんというのは、国際法上何か分かりませんが、私はそんな条約上の問題だとかなんか言っているんじゃないかと、生存権として考えたときに、国として国民の生存権を確保することが最も基本的な課題だったら、一国でできる場合は堂々と共同でしたって何も憲法上の問題が発生しないと思うが、個別的な自衛権についてはそれは行使できるが集団的自衛権については行使できないとするこの政府解釈、もうこれ以上言っても仕方ありません、これは正式な解釈でありますから。

ただ、そういう立場に立って、防衛庁長官としては非常に本心に難しいいろんな制約を受けていると思いますから、これはいい悪いは別じやなくて、防衛庁長官として率直なこの問題についての見解だけは、これはもちろん国務大臣ですから政府統一見解に反した話ではないことを百も承知な上で、大変言いづらい問題があるとか、率直な考え方がもしあれば。

○国務大臣(石破茂君) 先生からおっしゃっていただきましたように、現在の政府の解釈に閣僚の一員である以上従うのは当然のことでございます。

その上で申し上げますと、なぜ駄目なのか、集団的自衛権というものを行使しないではなくて、できないということを言っておるかという、それが自衛の最小限度を超えるからできないのだというロジックを使っておるはずでございます。

以前、もう随分昔のことでございますが、それではその最小限の自衛の範囲を超えない集団的自衛権という概念はあり得るのかと、こういう議論がございました。たしか公明党の委員、ある委員から、もう十何年も前、二十年以上前になるかも

しれません、そういう御提起がありまして、当時の法制局との間に何だか非常に擦れ違った不思議な答弁が交わされて、それは議事録修正もないまま今日まで至っておるわけでございます。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

で、概念的にどうなのかという整理、これを国会の場においていろんな御議論がこれから先なされるのだらうと思っております。そして、世の中には自衛の名をかりて、集団的自衛の名をかりて侵略戦争という例がなかったわけでは決してございません。自衛権の行使だと言いがら、結果としてこれが侵略戦争になったという例が決してないわけではございません。その辺を我々の国としてどのよう考えるのだらうかという議論が、論理的な範囲において、そしてまた我が国は決して侵略戦争はしてはならないという意味において、そして我が国の平和と独立、国民の生命、財産を守るためにはどうしたらいいのだらうかという三つの観点において、国会でこれから多くの議論がなされるというふうに通じておる次第でございます。

○中川義雄君 長官の話、本当ぎりぎりの長官のお話だったと思いますが、やっぱり国務大臣として、内閣の統一見解、それが限る、また憲法の遵守規定がある限り、おのずと限度がある発言だと思っております。

そこで、だからこそ、私は、はっきり言えることは、いろんな今自衛隊の行動についていろいろ議論しているが、言わば専守防衛、絶対侵略はしないんだという自衛隊ですから、その行動の範囲というのとはおのずとほとんどが領土内に制限されていると、こう思いますが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃるとおりだと思います。一般的に、もちろん公海、公海にも及び得ることでございますけれども、先生が御指摘のことは、一般的にはそういうことなんだろうというふうに考えております。

専守防衛と言います限りは、それは我が国の領

土、領空に決して限られるというものではございません。公海、公空にも及び得るものでございす。それが自衛権の行使の三要件を充足した場合に、これは参議院で主に御議論があることでございす。自衛権の三要件を充足した場合に、非常に考えにくい例ではあるけれども、それ以外の地域においてそういう事態があり得るかという御議論が交わされておるものと承知をいたしております。

○中川義雄君 そこで、問題は、我が国土内で自衛隊が自衛権を行使するとき、そのための具体的なルール、これが今日まで存在していなかった。だから、戦車が道路を利用するときとか、国民を緊急に避難させるとき土地の占有の問題とか、そこには現行法制上の網の目が掛かっている、なかなかいざというときには自衛隊がその能力を十分に発揮し得なかったということは、本当によくもう今日までこのまま放置してきたのだと。

しかも、我々政治家としても一国民としても、毎年、その能力を十分に発揮できないのに自衛隊のために五兆円からの貴重な税金を使っていた。これは全部無駄だとは言いませんが、しかしそれだけの税金を使っていた割には、これからは良くなるんですけれども、これまではその効果というものが、その点、長官の考え方を示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それは、おっしゃることはそうなのだと私は思います。それは、自衛隊がサボっておるとか装備がいい加減とか、そういうことを委員はおっしゃっておられるわけではもちろんありません。もう隊員たちは、みんな服の宣誓をして、事に臨んでは危険を顧みずという宣誓をし、そしてまた自衛隊の装備も、限られた予算、開発費の中で最もいいものというものを作するように努力もいたしてまいりました。しかし、そういうような隊員をそろえ、そしてまた装備をそろえても、それが動けるだけの国内法制がなけ

れば、本当にそれで納税者に対して責任を果たしてきたのかという問い掛けに対しては、私どもは、それは極めて不十分でございましたということを申し上げざるを得ないのだろうと思っております。

今回、一分類、二分類、昔でいいます一分類、二分類、自衛隊にかかわる法制、そしてまた他省庁にかかわる法制というものは、整備が今、参議院において御審議中でございますけれども、それができますと、少なくとも自衛隊が動く場合のいろんな制限というものがなくなってくる、それで初めて隊員もそして装備も生きるということでございます。今までそういうことが整備をされてこなかったということは、極めて納税者の皆様方に対してある意味じくじたるものを感じざるを得ないということだと思っております。

○中川義雄君 もうこれは長官が言うように、自衛隊の責任でももちろんありません。一番の責任は我々国政に参画している者がきちっとした法律を作っていなかった、この責任が今一番問われることだと私は思っています。

そういう意味で、では今回の武力攻撃事態等のこの法案ですね、三法案。私は、この特別委員も事態とかという名前前で呼んでいますが、ほとんどの新聞は有事法制有事法制と書いてあるわけですね。攻撃事態、要するに敵国から攻撃された事態というだけに限定しないで、有事があった場合の法律だと、こういうふうにいるわけですね。

問題は、今回の法案を見ますと、テロだとかそれこそ拉致だとかゲリラだとか、それからまた不審船、いろんなことが次から次、きな臭い話が我が国の周辺で現実として起こされておりますし、あの拉致などというものは間違いなく北朝鮮の主権者が、権力者がその権力の行使の一環としてやっていったという事実も明らかにできてきております。

私は、有事法制の中で、災害だとかこういう国民の危険があった場合、そのとき、強力な能力を持つている自衛隊がその場合どのような役割を

果たすかということも、自衛隊ばかりじゃありません、国の機関挙げて、警察からすべてそのために対処しなければならぬという、思っているんですけれども、今回の法律では第四章で、しかも第二十五条で、これ読んでみると時間がなくなりますから、何となく頼りのないことだけ書いてることだけは事実であります。

そこで、この法案の中で一番欠けているこういった問題について、自衛隊を中心としてどのような体制でこれからやっていくかということも我々国政に参画している者としても重大な関心を持っていかねとらないと思っておりますので、その点に絞ってこれから議論させていただきたいと思っております。

よく野戦病院という言葉をするんですけれども、これは防衛当局で結構ですから、野戦病院というのはどういうものを指して野戦病院なのか、教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えいたします。いわゆる野戦病院と申しますのは、一般に、戦闘地域で発生した傷病者に対し外科あるいは内科等の診療を行うために臨時に開設する仮設的な施設と、こういうふうな定義付けておりました、こういう理解の下にやっております。

自衛隊におきましては、各戦闘部隊あるいは師団、旅団あるいは方面隊などそれぞれのレベルがございます、各レベルにおいて衛生部隊がございます。これらの人たちが中心になりまして救急処置や応急治療あるいは専門治療等を野外で行い得る機能、こういうものを持っているところでございます。こういうものを野戦病院という格好で呼んでおります。

○中川義雄君 野戦病院がそういう戦闘状況にあるというのか、それは自衛隊が持っている機能としてそのことは分かるんですが、これが例えば阪神・淡路のあの大災害のようなときに、もうあらゆる機能が麻痺状態に起きてきたんです。その中で一番大切なのはやっぱり、国政上一番大きな課題は、まず人の命を守ることが最大の務めだと思

うんです。あのときも病院その他が壊滅的な被害を受けていた。もし自衛隊の持っている医療機能、これが活用できたならあという国民の声も多かったと思うんです。まあできたできないかは、後からいろいろ問題があると思いますが、あの法律上の問題ではなかなかそう簡単にできなかったと思っております。

自衛隊の持っているこういった人の命を救う機能といったものを、やはり災害だとかテロだとかゲリラによる大変な問題が起きたときに、それになるべく迅速に使用したいというのが国民の素朴な声だと思っておりますが、今それにこたえられるような体制になっているのかないのか、それお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(西川徹矢君) 非常に広範な分野に及びますが、先生、まず先ほどの野戦病院の關係、医療衛生關係でございますけれども、これもいざといった場合に、我々はそのような人命の、災害等での人命の救助の場合に使わせていただくこともあります。ただ、残念ながらといいますか、数的にも、この野戦病院では一応は野外の手術システムという形である程度応急的な手術まではできるところまでございますが、全国に今のところ十六セットという格好で、ある程度、数に限りがあるというのもこれ現実で、これは先生御指摘の阪神・淡路のときにどれだけやれたのかという話も、そのときはまだ十分には使っておりませんでした、量的な問題が少し残るかなという感じがいたします。我々としては、持てる力最大限使っていきたい、こういうふうな考えているところでございます。

それから、先生、もっと広い意味の災害等の場合に、いざ部隊がどう使われるか、いざ行ったら使えるような体制になっているのかと、こういう御指摘でございます。これにつきましては、特に災害に中心にお話を申し上げますと、現在、結論的に申し上げますと、全国で二千七百名の緊急用の人員が待機しております。二十四時間体制で、一時間以内に自隊を出れるというものでございます。

約四百数両の自動車をも、それも待機という格好で持つておりまして、そのほかにヘリコプターが二十数機という形で、これは、その基地から被災地までというのにはちよつとこれ、場合によって時間が、距離が差がございますので、個別差がございますので、直にはそれは何時間で行けるかは言えませんが、とにかく一時間以内には部隊はもう既に相当の形で出ていけるという体制を全国的に持っているところでございます。

○中川義雄君 その体制があることは分かりました。いいことだと思う。

ただ、私の聞きたかったのは、現行法制上、医療法その他の問題で、自衛隊の要員が、すばらしい能力を持った要員が行って、手術などという必要もありませんが、しかし注射を打つとかいろいろな行為があるんだと思いますが、現行法制上、それが自衛隊一人の判断でできるのか。これは別な行政機関が許可しなければできない、そういうジレンマがあるんじゃないか。我々国政に参加する者がそれをどうやって国民にそういつたサービスをつまらぬ法的な制限をなくして自衛隊の能力を開放するというのが非常に大事だと思うんです、そういう法的な制約はないんですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 原則といたしまして、例の阪神・淡路大震災のときにはやはりそういう点が問題でございまして、あの場合には、二月以降、特別に法律を作ったことしまして対処できるようにしたんでございまして、今回のいわゆる法制、有事法制といいますが、三法案の改正が行われた後は、今度はしっかりした、そういう医療法等の適用が除外されますので、これから先はできる、法律が成立した暁にはできると。今のところは、一定の自衛隊が開設した診療所は、救護所を所管の保健所長が管理者となる診療所として整理されて、その範囲に限って使われると、こういう格好で今やっております。

○中川義雄君 今、ちよつと、今の法律でもまだ不十分なわけでしょう。そのための新たな法体制

を整備しない限り、基本的にはきちつとした問題解決にならぬと思うんですけれども、長官、何かあったら。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来お答え申し上げておりますが、阪神大震災の後、そういうような手術システムみたいなものを備えたいという大野野戦病院のものを今十六セット持つておるわけでございます。これは目一杯拡張いたしますと結構な病院と同じぐらいなものには相なります。それをいわれる、先生御指摘の大災害の場合に使うということとは法的な支障はございません。基本的にそれはできるということなのでございます。

(理事阿部正俊君退席、委員長着席)

それが、ただ、有事ということに相なりまして、そのときに野戦病院というものはどういふものなのかということを考えてみますと、有事においては、るる申し上げておきますように、民間人の方々が戦闘によって負傷されるということは基本的に想定しない。つまり、そういう場所から避難していただくのがまず前提であるということでございます。有事においてけがをしたりしますのは、これはむしろ自衛官などのだということに相なつてまいりまして、そしてまた自衛隊の部隊が展開するのに合わせて野戦病院も展開していく、どんどん毎日、場所が変わるというようなことが起こります。

そうしますと、いわゆる災害のときに、民間人の方々が自衛隊員が診療をし、治療をするという場面におけるそういうようなセットと、有事においていわゆる戦闘員を治療するというセットと、また法の適用が変わってくるのだというふうな考えでございまして、災害の場合にいわゆるあいう野戦病院のものの、阪神大震災の以降整備をしましたもの、これの活用につきましては現在、法的に支障はないものというふうな考えておる次第でございます。

○中川義雄君 それから、自衛隊の災害出動という問題があの大変な事態以来、相当議論されて、いろいろな内容も整備されてきていると思

が、その概要を説明していただきたいと思います。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えいたします。

自衛隊の災害派遣につきましては、自衛隊法の八十三条の規定によりまして、都道府県知事、それから海上保安庁長官その他の方が、天災地変その他の災害に際しまして、人命又は財産の保護のために必要があると認められる場合に部隊等の派遣を防衛庁の長官又はその指定する者という形で、例えば陸自の方面総監とか、あるいは海自の自衛艦隊司令官等に要請することができま

であります。政府としては、米国の同時多発テロ以降、このテロの未然防止に向けて、テロリストを我が国へ入らせない、我が国でテロを起こさせないなどを基本方針として、関係省庁が連携を密にして種々取り組んできたところであります。具体的には、出入国管理の強化、テロ関連情報の収集分析の強化、ハイジャック対策の強化、NBCテロ対策の強化、重要施設の警戒警備の強化、テロ資金対策の強化など様々な対策の強化に努めてきたところであります。

しかしながら、現在の世界のテロ情勢を見ますと大変に厳しいものがございます。政府としては、今後ともこうしたテロ情勢をよく見極めながら、現在進めております諸措置について不断の見直しを行い、テロの未然防止に万全を期してまいりたいと考えております。

○中川義雄君 問題は、テロが発生した場合、この被害をどうやって最小限に食い止めるかということが大事でありまして、これは関係機関が協力し合わなければなりません。が、やっぱり自衛隊の能力というものが積極的に活用していかなければいけないと思うんです。

テロが発生した場合、被害の拡大を最小限に抑えるために、そしてまた鎮圧のために自衛隊はどのような枠組みの中でこれに対処できるようになっているのかお聞かせいただきたいと思いま

す。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えいたします。

我が国におきますテロに際しましては、まず、原則といたしまして、全般的な治安の維持について責任を有しております警察機関が第一次に対応すると。そして、その警察機関が一般の警察力をもつては治安を維持することができない、あるいは緊急事態、維持することができないような緊急事態と認められるときに治安出動というものが掛かりまして、ここで自衛隊がこれら警察機関と連携しながら対処すると、こういう大きな枠組みを持って臨むところでございますが、なお、この

生起しております事案、事態そのものが我が国に對します外部からの武力攻撃等に該当するという特異な場合には、これは当然防衛出動に対処することになります。が、大概の場合は治安出動のところで、一応は対警察との関係では対応すると。それから、具体的にテロが発生いたしました場合には、いろいろな形で出動が考えられるわけ

でございますが、自衛隊といたしましては、治安出動の下令前から、下令前から警察との間で連絡員の相互派遣あるいは情報交換を行い、密接な情報交換等を行う。それからさらに、警察に対しては警察要員の輸送等の必要な協力、これは官庁間協力というように言われているところでござい

月、北海道からやらせていただきました。今までは福井、大阪、茨城、宮城、広島、六道府県において行われていただいております。このシナリオは二つありまして、一つは、我が国に侵入した武装工作員が沿岸付近で発見されて山の中に潜伏してしまう、そういう潜伏するシナリオ、潜伏シナリオです。もう一つは、我が国に侵入した武装工作員が市街地において破壊活動を行い、つづつ逃亡すると、こういうシナリオ。これはいわゆる都市部のシナリオでございますが、この二つのシナリオを立てまして、部隊運用や装備につきましての相互理解を深めるべくやらせていただきました。

これでやってみて初めて分かったみたいなきことがたくさんありまして、例えば、同じ言葉を使っても、警察と自衛隊で使い方が違う。例えば、広報という言葉、広く報ずるという字ですが、この言葉一つ取ってみても、私どもですと関係の報道機関にお知らせするという意味でこの広報という言葉を使っておりますが、警察のお使いになり方はそれだけじゃなくて、住民に周知徹底せしめるということをやっている。広報がですねと会議をやっている、お互い言葉の意味が違うものから議論が全然かみ合わないというようなことが起こってまいりました。

あるいは、地図が違う。お互い持っている地図が違う。こんなことで本当にできるのか。無線等の通信手段というものをどうやって確立するか、連絡会議をどのように開催するか、連絡員をどのように相互派遣するか、そういうようなことが随分と調整が進んでまいりました。

結局、治安出動下令時、今、運用局長が説明申し上げましたが、武装工作員を追跡、包囲、搜索及び鎮圧するわけで、これをどのように連携してやるかということ、検問をどのようにするか、住民等をどうやって避難するか、重要施設をどのように警備するか、そういうふうなところについて具体的なシナリオで今検証しておるところでございます。

テロの脅威から国民の安全を確保することが政府の重大な任務であります。これを未然に防止することが極めて重要であることは御指摘のとおり

○政府参考人(村田保史君) お答えします。

○中川義雄君 時間が大分進んできましたので、質問も短くしますから、答弁も是非簡潔にしてください。

次にテロ、このテロの未然防止というのは、これは難しい問題だと思います。九・一一問題のとき、本当にこんなことが、これまでの常識では考えられない事態が起きました。

まず、政府として、テロの未然防止策というのはどのように考えているのか、そしてまた今後この未然防止のための施策の強化にどうやって対処していくのか、示していただきたいと思いま

こういうことはもう実際にやってみないと分かりません。そして、中央で、霞が関でやっておいても、実際、現場とは乖離が生ずることがございます。今、北海道を皮切りにやらせていただいておりますが、これを全国できちんと展開をしていくということでは現在鋭意進めておるところでございます。

○中川義雄君 非常に大切なことですから、こういった訓練をもっと充実させていただきたい。そのために予算が必要だったら、だれに遠慮することも無いと思いますので、十分やっていたきたいと思います。

もう一つは不審船の問題であります。平成十三年十二月、あの不審船問題で、結果から分かったんですが、あの不審船の持っていた能力、ロケット砲まで持っていて、たまたま当たらなかったから良かったようなもので、これは大変な事態になったかもしれないわけでありまして。

この重装備に対処するためには、海上保安庁の持っている能力だけではどうにもならない場合がある。そのとき自衛隊の能力の活用というものが、必要なわけでありまして、この場合の自衛隊の役割について長官はどのように考えているのか、示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃいますとおり、この間のような強力な武装をしている場合に、あれはたまたま当たらなかったから良かったようなもので、たまたま当たたらどうなるんだという話になると、かなり恐ろしい話になるのだから。もちろん、海上保安庁もお考えに考え抜かれてやられたことでありますし、適法な行為をやられたわけでありまして。

結果論であれこれ言っても仕方ありませんが、私どもとして、海上保安庁に大きな犠牲が出てから海上自衛隊が出てくるというようなことであればならないのだというふうに思っております。事前の情報で、量的にあるいは質的に海上保安庁では対応し切れないということが予想されるような場合には、これは海上自衛隊も共同ですぐに海

上警備行動によって対応できるような、そういう態勢を整えておかねばならないというふうに思っております。

なお、一昨年、武器使用につきましては海上保安庁法を改正をいただきました。これは自衛隊法にも準用されておりますので、武器使用につきましてもの法的整理というものは一応問題はないのだからというふうに考えております。

要は、すき間なくきちんと運用できるかということでございます。私も一昨日、海上保安庁の観閲式に副大臣と一緒に出席をさせていただきました。現場におきましても、また中央におきましても、海上保安官の皆様方と私ども、この連携というものは、先ほどの警察と同じように、今、緻密に組み立てておるところでございます。情報交換の迅速性、そしてまた相互の信頼性、そういうものを高めるべく、今、全力を挙げておるところでございます。

○中川義雄君 あの大変な事例、あの経験を踏まえて、自衛隊そのものが持っている能力のうち不審船対処能力、これをもっと向上させていかなければならないのではないかと。このための装備といったものをどのようにしてきたのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

と同時に、海上保安庁との連携は、今、長官が言ったとおりですから、そのための訓練といったものをどうしていくのか、併せてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(西川徹矢君) お答え申し上げます。装備関係についての先生の御質問につきましてでございますが、先ほど当方の長官からお話し申し上げましたように、過去の先例、すなわち能登半島沖の事例あるいは先般の、一昨年の九州の南西沖合での事例の反省から、いろいろな装備を整備しておりますが、一端といたしまして、一昨年の際には、伝送、いわゆる飛行機が、監視用の飛行機が相手の船を、不審船を見ながら基地ないしは本部の方へ送るのに大変時間が掛かったという

大変大きな御指摘を賜りました。これの反省を踏まえまして、P3Cという飛行機の通信衛星器材の整備、そしてそれを受ける基地局の、地上局でのそれぞれの整備を図ったところでございまして、それから更に監視体制を強化すると。

事例の多発に堪えかねて、平成十五年度の際には航空機による警戒監視態勢を強化するという形で、東シナ海方面の態勢を強化という格好でP3Cをもう一つ、巡視を強化しております。そのほかに、小型水上船用に、水上船、失礼いたしました、停船措置用の装備品の整備とか、あるいは特別警備隊というものを作りました。これによる即応態勢を強化し、彼らが立入検査等します場合の人員の退出、安全性等の確保を図ると、そういうふうな器材等の整備を行っております。

それから、先生御指摘のそういうものが相互にいかにか訓練等をやっておるかという問題でございますが、これも当初、能登半島の事例を見まして、共同対処マニュアルというものを作りました。これに基づいた通常訓練あるいはそれに基づく実動訓練等を行い、そしてその後も訓練を、現在までに既に何回かのそういう実際の射撃訓練で除籍船の、除籍船に対します射撃訓練を共同で行ったということもやっております。

それから、ほかに通信訓練というのがございまして、これがなかなか頻りにやっております。年間二百回ぐらいの通信訓練等を行いながら、不審船対策の共同対処訓練というものを進めているところでございます。

○中川義雄君 もちろん自衛隊の第一の任務は防衛でありますから、防衛のための装備というものは日ごろから怠ることはいけないと思ひますが、一方で、最近では不審船とかテロだとかまたゲリラ、嫌な話が、ききな臭い話がたくさんありますので、自衛隊がそれに対応するためにも、そのための装備というものが十分日ごろから整えていかなければならないと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今、局長からお答え申し上げましたように、先生方の御支援をいただきながら毎年毎年予算でそういうような、この場合に大は小を兼ねないことがございますので、いきなりドンと撃ってしまったらみんな沈んでしまったとかみんな死んじゃったとかいうことになりまして、これは警察権の行使の仕方としてはいいかなものかということもございまして。そういうようなことで、そういうようなテロ、ゲリラ、工作船、それに合ったような装備を着実に整備をいたしてまいりました。

ここで考えなきゃいけないのは、じゃ警察と海上保安庁がどこまで持つか、自衛隊がどこまで持つかということをよく議論をしなければいけないということだと思っております。つまり、国家資源の二重配分みたいなことになりまして、海上保安庁も自衛隊も同じようなものを持っているねと、警察も自衛隊も同じようなものを持っているねということになりますと、これ下手すると国家資源の二重配分になってしまうわけでございます。その辺りをよく議論をしながらきちんとして体制を整えていく。それは、自衛隊と保安庁あるいは警察との縄張り争いというような意識は最近ほとんどございませぬけれども、よくその辺を心しながら体制を整えてまいりたいと思っております。

○中川義雄君 自衛隊の不審船、テロに対する対処についてはこれまでいろいろな法整備もされてきました。警察機関との連携強化、整備の充実など、十分にかどうかは知りませんが、相当進んでいるとか。

その中で私は一つだけちょっと疑問に考えているのは、自衛隊の警備活動であります。今、回、いざ有事というときに、自衛隊施設、それから米軍基地に対して自衛隊が警護のため、警備のために配備されるという、そのようになったと私は承知しておりますが、問題は、こういう緊急な事態というので、例えば皇居だとか官邸だとか国会がテロ等によって強大な力で、警察力だけでは阻止できないような力で押し寄せてきた場合、これは

どうするかということですが、私は大変大きな問題が残っていると思うんです。

これは長官に聞く前に、今、官房長官がたまたま見えていたものですから、質問の中には、いらないと思つていたものですかと予告していなかったんですけれども、長官、もしそういった国の中枢機構がテロ等によって攻撃の対象にされるというような事態に來たとき、これは自衛隊の警備出動といひますか警護出動としてそういうことも考えておいた方がいいのではないかと思いますので、見解をいただきたいと思ひます。長官でも結構です。

○国務大臣(石破茂君) 済みません、まず私からお答えをさせていただきます。

この議論は、随分と党におきましても先生の御意見も賜り、私も意見を申し述べました。

今御指摘のように、米軍施設あるいは自衛隊と、こういうことになっておるわけでございします。何でもこれに限ったかということとは、要は、防衛施設であるという特性を持つてゐる、したがつて自衛隊による警護は適切である。そしてまた、在日米軍施設や自衛隊の施設はまさしく我が国の防衛の基盤となる地域であるからして、それが壊滅してしまつたらばそもそも守ることができなくなる。こういう二つの理由によつてこの米軍施設あるいは自衛隊施設に限らせていただいておりますわけでございます。

先生御指摘のように、それでは皇居はどうだ、首相官邸はどうだ、国会はどうだ、放送局はどうだ、こういう話になってきますと、その他重要な施設みたいな、特に政令で定める施設みたいな形になるのか、私もいろいろ考えてみるところでございします。現在、政府の立場といたしましては、まず、今ある法の適切な執行がきちんとできるかということとをまずやろうということに相なつております。今のほかに加えるべきかどうか、そのために法律はどうかということ、先生の御指摘も踏まえまして国会で多くの御議論がなされるものと承知をいたしております。そういうこ

とを踏まえまして、政府としても国会の御論議を拝聴してまいりたい、このように思つておるところでございます。

○中川義雄君 長官、結構です。今、政府として見解を伺いましたから、それで結構です。

問題はもう一つ。国民が本心に抱いてゐる単純な不安感というのは、もうみんなそうなんですけれども、今回、参議院からも地方公聴会に行くのには福井を選んだんですが、なぜ選んだかということ、あそこは原子力発電所がたくさんあると。それに對して地元の方々がどんな不安を抱いてゐるのか、それに對して今度のこの対処法でどのような救済措置が考えられてゐるのかということがあるものですから選んだわけですが、これは警察当局、一応、警察が警備する、警察力で守ることになってゐますから、警察当局の、本心に警察当局の力だけでこれに對應できるのか、できない場合、自衛隊との協力というものをどうやってやっていくのか、その点について最後の質問にさせていただきますかと思ひます。

○政府参考人(奥村萬壽雄君) お答えをいたします。警察といたしましても、昨今の厳しいテロ情勢を踏まえまして情報収集活動を強化いたしまして、原発等の重要施設に對しまして警戒警備の徹底を図つてゐるところでございます。具体的には、原発につきましては、銃器対策部隊、これはライフルあるいはサブマシンガン、装甲警備車を持つておりますけれども、こういう専門の部隊を常駐させまして二十四時間体制での警戒警備を行つておるところであります。

万々一こういう原発に對するテロが発生した場合、私どもが持つております特殊部隊のSAT、これを投入して對処することとしておりまして、このSATは外国の特殊部隊とも頻りに合同訓練を行ひましてテロ對処能力を錬磨してゐるところであります。そしてまた、私どもの一般の警察力ではこうした事態に對処できないということになりますと、先ほどもお話しするように治安出

動が下令をされまして、自衛隊と共同してこれに當たるということになるわけでございます。

○中川義雄君 終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。三法案について質問します。

私は、主に武力事態法案の武力攻撃予測事態におきまして對処措置について、それを中心に質問したいというふうに思ひます。そこで、これまでの審議を踏まえて幾つか確認しておきたいと思ひます。

先日、この二十二日の本委員会ですけれども、我が党の小泉親司議員が、本法案と日米防衛協力のための指針、いわゆる新ガイドラインですけれども、その關係についてたまたまの對して、防衛庁長官は、つづめて言ひますと、結果として關係がある場面もあるだろうが直接の連關はない旨の答弁されたんですね。いろいろいろいろありまして、御答弁の本身では二つは別々の法案であるから云々のこともありまして、若干、周辺事態法と武力攻撃事態法との關係という形で勘違いして答へられたんじゃないかなと思はれる面もあるんですが、ただ、ずっと読んでいきますとなかなか重大な大切なことを答へておられるので、そのことについてまずちょっと私の方から讀ましていただいて、その上で質問してみたいというふうに思ひます。

まず、ここではこう言つておられますね。事態が周辺事態から武力攻撃予測事態になり、武力攻撃事態になるということがあり得るといふのは、そうなんだろうと思ひます。できれば、武力攻撃事態にならないように武力攻撃予測事態の段階で止めるということが大事です、そのために日米協力というものは行はれるわけであつて、これが周辺事態から必ず予測事態になり、予測事態から必ず武力攻撃事態になるのだということではなくて、周辺事態から武力攻撃事態のところは少し差があることではございします。ちよつと質的な差が生ずることもございしますし、必ずしも同一の事象が推移するとは限りませんと言つておられるん

です。ここで、私伺いたひのは、この少しの差というのは、これは時間的な差だろうと推定するんですけれども、生じることもある質的な差といふのはどういふことを想定しておられるのか、伺いたひと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) 私も原稿見ながらしゃべつておるわけではございませんのできちんと論理立てて御説明できるかどうか分かりませんが、周辺事態があつて、それが予測事態になつて武力攻撃事態になる。つまり、同じ地域で発生した事象といふものがどんだんエスカレートをしていつてそういうことになる場合もあれば、全く事象は違ふのだと、こつちでは周辺事態が起つておつて、こちらでいきなり予測事態があつて武力攻撃事態になる、そういうようなことも生じるわけだと思つております。

武力攻撃予測事態といふのはまさしく我が國に對する武力攻撃ということに着目しておるわけでございますし、周辺事態といふのはそのまま放置すればといふことでございしますから、その兩者にはおのずから質的な差があるといふことでございしますし、その行つてゐる事象が同一の場合もあれば異なる場合もある、そして地域が異なる場合もあれば同じ場合もある、そういうことを申し述べたつもりでございます。

○池田幹幸君 新ガイドラインは、一つは「日本に對する武力攻撃に際しての對処行動等」と、これがIV章にありまして、V章では周辺事態における日米の協力ということが書いてございします。

そこで、新ガイドラインのこのIV、「日本に對する武力攻撃に際しての對処行動等」の中の「日本に對する武力攻撃が差し迫つてゐる場合」の項ですね、ここではこう言つておるんですね。「なお、日米両國政府は、周辺事態の推移によつては日本に對する武力攻撃が差し迫つたものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への對応又はそのための準備との間の密接な相互關係に留意する。」

とあるんですね。

私、長官の答弁、今のお話でもあったわけなんですけれども、結局、武力攻撃事態法案ですね、これは武力攻撃事態と周辺事態との密接な相互関係に留意して出したものだというふうに説明したものと解するんですが、これはこれでいいですか。この新ガイドラインに書かれておりますその両者の関係、それを「密接な相互関係に留意する。」と明記されておる。これに、正にこういう線に沿って説明されたものだと思いませんか。

○国務大臣(石破茂君) 今、先生から御指摘をいただきました点でございますが、日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合、これは、先般、小泉委員にもお答えをしたところでございますが、実際に私どもとして作業を行う場合に留意する点につきまして申述べたものでございます。それが今回の法整備というものを直接指したものでございまして、これから、当時、新ガイドラインを策定をいたしましたときに、今後行うべき作業について留意すべき点を記述をしたものだというふうに考えております。法案と直接の連関を持っているものではございません。

○池田幹幸君 私がついてるのは、法案と法案の間の連関と、法律と法案との間の連関ということとを言っているのではなしに、正にガイドラインのこの基本的な考え方ですね、周辺事態の推移によつては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなる可能性があると、なる場合もあるということとを念頭に置いて、両者の関係、密接な相互関係に留意せよというふうになっているわけですね。

正に、そういったことから、この武力攻撃事態法案というものはどういふものなのかということとを説明された中で、私は、その少しの差、それから生じることのある質的な差というのはそのことを言っているんだらうと思うんです。要は、正にこの周辺事態と武力攻撃事態の間には、正におっしゃるようなほんの少しの差しかない、つづめて言えばそういうことですね。

○国務大臣(石破茂君) 私のこの言い方が適切ではなくて、そういうような議論を惹起をしておるとしたら、お許しをいただきたいと思うのでございまして、それはやはり日本に対する武力攻撃が予測されるという事態と周辺事態というのはやはり相当のところでいうか、間はあるのだからと思っております。そのまま放置すればという事態と、そして日本に対する武力攻撃が予測されるという事態はやはり差はあるというふうから、併存ということもございまして、やはりそれが時系列的に推移をしていく一つの事象の場合にはおのずと差があるものだというふうには考えておるわけでございます。

○池田幹幸君 これ以上やりませんけれども、やっぱり併存する場合もあるということと、今、長官のおっしゃったほんの少しというのは、また意味合いの違うものだと思うんですね。周辺事態から武力攻撃予測事態に発展していくという、そういう問題ですから、言ってみれば、これを、周辺事態を発動する場合と武力攻撃予測事態を発動する場合、それぞれ政府が認定するわけですから、同じ閣議で同時に認定するというふうなこともあり得ると、そういうことだろうと、時間的な差という面におきましては、ということを考えています。

といいますのは、私は、日本が武力攻撃事態に至ると、そういうことがあるとすれば、これはそのおそれの最たるものはアメリカがアジア太平洋の地域において戦争をやる、周辺事態だということと日本がそれに協力する、そういうところから武力攻撃のおそれが出てくると、日本が攻撃されるおそれが出てくる、そういう方向に進むのが一番の可能性として考えられる問題だろうというふうな思っているんです。そういう点で、米軍への支援ということが非常に重要な問題を投げ掛けているんだというふうに考えております。

そういう立場から以下ちよつと質問したいと思うんですが、今度の法案でも米軍への支援という

のは非常に大きな柱になっています、です。その一が米軍への支援ということになっておる。そこで、新ガイドラインではこう言っていますね。「日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。」としているんですね。つまり、両方共同でやります。そして、日本のやることを一つ書いてあります。日本のやることとして、「日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。」とあります。この米軍の来援基盤ですね、これは一体どういうものなんだろう、ちよつと具体的に説明していただきたいと思っています。事務方で結構です。

○政府参考人(守屋武昌君) このガイドラインにございます「日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。」ということでございますが、日本に対する武力攻撃が発生した場合には米軍と自衛隊は共同対処するというところでございます。それで、日本に米軍の部隊というのは、陸軍、海軍、空軍、それから海兵隊とか、状況によつていろいろ異なるわけでございますが、米軍の部隊が戦力を発揮するためには、例えば航空機が、迎え入れる場合はそれを運用する飛行場、それから船が入る場合は港湾、あるいはその活動を維持するために必要な物資を輸送する、補給するというようなことがございますから、そういう米軍の戦力発揮を維持する機能、こういうものを私どもは来援基盤と、こういうふうな考えておるところでございます。

○池田幹幸君 そうだと思ふんです。川口外務大臣はもと簡単に、日本政府が米軍へ陣地として使用される施設・区域をより迅速に提供できるようにするとか、緊急通行等も言っておりますが、一口に来援基盤と言っても、今説明された中でも大変なものだと思ふんですけれども、これは本当にアメリカが本格的に武力攻撃に踏み出す前に、事前に陣地をきっちり構築するということ

をやるわけですね。その大量の兵員、それから装備、物資をもう事前に展開することは非常に重要になってくるということ、これはもう今度のイラク戦争を見てもはつきりしているんです。

私は、これ日経新聞で紹介されたので見たんですが、これは幾つかの推定も入っていますが、大体その後の推移で正確な、ほぼ正確な数字なんです。これを見ますと、兵員は二十五万人、後に三十万人に膨れるわけですが、兵力を見ますと、航空機が一千百機、ミサイル垂直発射装置が二千二百基、戦車など戦闘車二千二百五十両、トマホークミサイル一千発、艦船が五十隻、空母五隻を含むと、大体こんなふうになっているんですよ。これのために、基地としてはクウェートやカタル、その他幾つかを備えた。これは兵員、兵力だけで、これだけで大変なものですけれども、それに食糧、燃料ですね、それも全部その保管するところも確保しなければならぬという、これはもう大変膨大なものなんです。

これはイラク戦争の事例からもしっかりしているし、そして日本、アメリカが日本に要求しているもので見ても、過去にこの国会で問題になったやつが、いわゆる九九年の周辺事態法をめぐって、その審議の中で、九四年当時、在日米軍司令部が朝鮮半島の有事を想定して防衛庁と自衛隊に要求した対米支援の内容というのが問題になったことありました。それ見ても、八つの民間空港、六つの民間港湾の使用とか膨大な資機材の保管場所の確保、要求項目は一千項目以上にあると、そういうことがありました。これは大変なことなんです。

要するに、武力攻撃予測事態におきましてどの程度のものになるかというのは、これは武力攻撃をどの程度の武力攻撃かと予測することによって内容は変わってくるんだらうけれども、それにしてもアメリカの要求する規模というのは大変なものです。

やっぱり、これらにどうやってこたえるのかというところに、続いていることに入っていくわけなん

ですけれども、今度の法案では、それにこたえる措置としては第二条の六のイの(2)に掲げた「物品、施設又は役務の提供」、つまり日本を拠点とする兵たん補給作戦の実施ですね、こういったことを、法案の第二十二條の三で、これに基づいて制定される米軍支援法というんですか、そういういたものでやるということになっているわけですが、そのとおりですね、そのとおりですね——うなずいておられて。そうなっております。

そこで、この膨大な米軍の要求にこたえるということになりますと、これはもう自衛隊の力だけじゃもうとてもできない、どうしても民間の力が必要だと、あるいは自治体の力が必要だと、こういうことになってくるわけですね。そういうところからこの法律が作られてくるわけですが、そこで私は指定公共機関のことにちよつと伺いたいと思うんです。

指定公共機関は、これは政令で定めることになっております。第二条の五で、ここでは輸送事業というのが例示されています。つまり、この輸送事業の中には当然民間航空会社が入ると思いますけれども、間違ひありませんね。これは官房長官じゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) これは先般来お答えを申し上げておりますように、それが入るかどうかというのは今後の検討課題ということになっておるわけでございます。

○池田幹幸君 いや、これは入るというふうに福田官房長官は既に答えておられるんじゃないですか、想定している。

○国務大臣(福田康夫君) 指定公共機関として運送事業者を指定するかどうか、これは今後の法整備を行う上におきましていろいろ考えていかなければならない問題であると思います。具体的、対処措置の具体的な内容についても検討していくと、そういうふうな過程において検討していく予定でございます。

○池田幹幸君 ちよつと、私も会議録を読ませていただいて、民間航空会社は対象として想定して

いるという答弁が既にあったものですから、ここでもちよつと今後の検討と言われるとは思いませんでしたけれども、まあそれはそれでいいでしょう。

そこで、ちよつと時間もありませんから先へ進みたいと思うんですが、防衛施設庁が二〇〇八年八月、JAL、ANA、JAS、航空三社に対して米国防総省の輸送資格を取得するように要請したわけですね。これは防衛庁長官既に御承知のとおりと思いますが、一体これ何のためにこのよう要請したのか、またこのような輸送資格取得の要請というのは何らかの法的根拠をもつて行ったのか、このことをまず伺いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これ、今まで一社であったわけでございますが、これはJAL、ANA、JAS、これに広げることにしまして選択肢が広がる、そしてまた、これ飛行機がたくさん飛びますので、いつ飛ばせるかという日程にも柔軟性が持たせられる、そういうような思いに基づきまして要請をいたしておるところでございます。

○池田幹幸君 選択肢が広がる、要するにアメリカの軍需物資を運ぶ航空会社を増やそうと、こういうことですね。

○国務大臣(石破茂君) 私どもがお願いをいたしましたのは、アメリカの国防総省の輸送資格を取得するようにというふうな要請をさせていたのだ次第でございます。したがって、三社にお願いをいたしましたのは、米軍人輸送に必要なアメリカ国防省の資格を取得してくださいと、こういうことをお願いをしておるわけでございます。

○池田幹幸君 ですから、何のためにということに対する答弁が、選択肢を広げるとおっしゃったから、アメリカの軍需物資を運ぶ日本の航空会社を増やそうと、こういうことですよ、簡単に言えは。

この法的根拠は何ですか、それを要請する。○政府参考人(富永洋君) これは、実際の行為として要請して、検討をいただいたということ

で、法的根拠云々というのか、私どもの所掌事務を遂行する上でこういった資格を取得していただくことが望ましいということ取得を依頼したということでございます。

○池田幹幸君 行政指導でやられたということでしょうか、そういう取得するのが望ましいというのは、何にとつて望ましいかということ、アメリカの国防総省にとつて望ましいことだということふうに思うんですが、そういった要請からやられたんだらうというふうに思いますが、要するに、この輸送資格を取らなければアメリカの軍需物資を輸送できないからということでしょうか。

この三社は要請を拒否したわけですが、その理由はどのようなものでしたか。

○政府参考人(富永洋君) 施設庁としまして、平成十二年八月から九月にかけまして、三社に対して米国防省の資格の取得を依頼したところでございますが、三社からの回答はいまだ得られておりませんが、今後とも資格の取得を検討していただきたいと思います。

○池田幹幸君 これは衆議院の事態とかあるいは外務委員会が我が党の児玉議員や松本善明議員が質問したことなんですね。そこでもう既に御紹介もしたんですが、松本善明議員は航空三社にこのことを照会したんですね、問い合わせたんですね。三社からそれぞれその返事を得ているんですね。

それによりまして、今おっしゃったように、二〇〇八年八月に防衛施設庁から要請があったと、各社に。十一月に三社、担当者が一緒に運輸省航空事業課に行つて、防衛施設庁からこういう要請があったということを伝えるとともに、そのような資格を取つたら、輸送資格を取つたら航空法の

一部が適用除外になって航空機運航の安全が担保できないから資格を取るのには困難だと、そういうことを航空事業課の方を通じて施設庁に返事してくださいと要請したというんです。恐らくそう返事なされたんだらうと思つておつたところ。ところが、年末に施設庁から、回答は各社それぞれに

やつてくださると、まとまつてじゃないに、そういう要請があった。それで、それぞれ一人一人でするともつときちんとした法的根拠も示した回答をしないといけないと言っているうちに時間がたつちやつて、いまだにそれはやつていないというんですが、第一回目は、それはもう駄目だということに答えがあつたんでしよう。

○政府参考人(富永洋君) 先ほどお答え申し上げましたとおり、いまだ回答をいただいておりますので、引き続き検討をいただいておりますものと考えております。

○池田幹幸君 ちよつとこれはおかしいですね。既に労働組合がこれに大変な反対をしているということは防衛庁長官も御存じだと思うんです。

もう余り時間がないからその中身を紹介できませんが、本当に短いところ一部分だけ紹介しますと、要するに、命の問題なんですよ。新ガイドライン関連法に反対する最大の理由は、その関連法が国際民間航空条約及び航空法に違反していることだ。軍事利用されれば条約の保護を失つて民間航空の安全は保障されないと。私たちは民間航空の安全を大きく脅かす防衛施設庁の要請を断じて認めることはできません。これをいわゆる定期航空協会に出したんです、労働組合が、連合会が。それに対して、航空会社もそのことを同調し、政府にそういう返事をしたということになっていきます。

もう一つ申し上げますが、日本航空の機長組合の労働組合、それと乗員労働組合、乗員組合が団体交渉をした。それに対する日本航空の側からの返事が来ているんです。それによりまして、こういう返事が来ているんですね。

今年の三月の会社の回答ですが、防衛施設庁による米国防省の認可取得依頼に関しては、定期航空協会が周辺事態法に対して示した基本的な考え方に基つき対応する旨の見解を同庁に伝えております。施設庁に伝えております。施設庁は聞いています。

○政府参考人(富永洋君) 繰り返しになって恐縮

ですけれども、私どもの方は、航空三社からの回答はまだいただいておりません。引き続き検討していただいているものと思っております。

○池田幹幸君 じゃ、今言いました定期航空協会の見解は受け取っていますね。

○政府参考人(富永洋君) いろいろ意見交換等は行っているところですが、いずれにしても回答はいただいていないということでございます。

○池田幹幸君 だから、見解を。

何度も言わせないでください。その定期航空協会が見解を防衛施設庁に伝えているというふうな正式に労働組合に会社、返事しているんですよ。受けているでしょう。しかも、その見解、基本的な考え方という見解も御存じでしょう、三つの見解も。

○政府参考人(富永洋君) その協会の見解というのは、私にいただいております。

○池田幹幸君 ともかく、それはないと思います。調べてみてください。必ずあります。

そこで、余り時間たつてもあれなんで進みますけれども、二年半にわたつてこういう形で返事がないというのは拒否しているということですよ、それだけ見ても。実際いつているんですから、その三つの見解というのは、要するにできませんというこの回答です。

ところが、ともかくそういう形で拒否している。返事がない。やりなさいという形でそれ強制できるのか。現行法の下で強制できないでしょう。そんなの当たり前です。じゃ、今度武力事態法ができればどうなるのかということになります。これは強制できますか。防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来お答えをしておりますように、これが指定公共機関に入るかどうかということも含めて今後の検討であるということをお答えをいたしておるわけでございます。

確かに、先生おっしゃるように、現行法でもって強制ということはできません。あくまで依頼で

ございます。これは何の法律に基づくものなのかといえ、これは私どもの所掌事務に基づきまして依頼をしておるということでございます。

そして、確かに、労働組合の皆様方がそういうようなことで反対をしておられるというふうには承っておりますが、では航空三社として明確にこのことは拒否であるということのお申し越しがあったというふうには私は承知をいたしております。

要は、アメリカに対する戦争協力だから反対であるというふうなことに相なりますと、そういうような御議論をなさいます方と、あるいは条約上どうなのかという国際法令上の御議論をなさいます方と、いろんな方がいらつしやいます。私も、そのことが米軍に対する戦争協力になるからそれは行わないというふうな立場は取つておらないところでございます。

○池田幹幸君 余り時間がないからこれやりたくなかつたんですが、紹介だけしておきますが、定期航空協会の回答は出されておまして、それにはこうあるんです。

基本的な考え方、私たちの考え方はこうでございます。と云つておられるんですよ。そして、政府から依頼があつた場合は、民間航空企業として、まず最低限、以下の事項等を確認する必要があると考へると。これは、いわゆる輸送、アメリカの航空、国防総省の輸送資格にやなしに、もっと広い範囲の要請ですね、周辺事態法に基づく要請等々、それについては、協力依頼の内容が航空法に抵触しないなど、法令等に準拠したものであること、二番目が、事業運営の大前提である運航の安全性が確保されること、三番目、協力を行うことによつて関係国から敵視されることのないよう、協力依頼の内容が武力行使に当たらないこととあるんですよ。

これは、もうともかく武力攻撃予測事態ものを運んでいる、兵たん活動をやっていられる。こちら側は武力行使じゃないと言つたつて、相手の側から見たら、そんな兵たん活動をやっていられるのは

武力行使じゃないかということになつて攻撃されないとも限らないことはあるわけで、そういう心配があるから、こういつたことを全部解消されないでできませんよという回答を出しているんだということをお話ししておきたいと思ふんです。

それで、今度はその法案のことに移りたいんですね。いわゆる民間航空会社が指定公共機関になるかどうかということはこれからの検討だということになつて、なかなか前へ進みません。そこで、この法案——官房長官が来られたけれども、まあいいですわ。それでは、ここから一番、法案の内容に入るわけなんです。指定公共機関が対処措置を実施していない場合、今のようないやつてくれと、対処措置これやつてくれというのに対して嫌だと、やらないと、そういう場合にはこの法案の第十五条が適用されていくと思ふんですね。この本条項の運用は一体どのようにしてなされるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。指定公共機関は、自ら作成する業務計画に基づきまして、その業務の範囲内でその自主的な判断により対処措置を実施するものでございまして、当該機関自ら対処措置を行うことが基本でございます。

で、事態対処法案第十五条第一項では、総合調整に基づく、これは第十四条に基づくものでございまして、総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないときの内閣総理大臣の是正の指示を規定しております。国民保護法制では、指定公共機関に対する是正の指示の対象としては、運送事業者による避難住民又は救援のための緊急物資の運送、それから指定……

○池田幹幸君 済みません、時間がないので。○政府参考人(増田好平君) 済みません、指定公共機関の管理する施設等の応急復旧のみを想定しているところでございます。

また、事態対処法案第十五条第二項では、指示に基づく所要の対処措置が実施されないときや事態に照らし緊急を要するときは内閣総理

大臣の自ら又は関係大臣を指揮しての対処措置の実施を規定しております。

なお、なおここが、御答弁させていただきたいと思いますが、この規定は、内閣総理大臣が自ら又は関係大臣を指揮して指定公共機関等に代つて対処措置を実施するものでございまして、指定公共機関に対処措置の実施を強制するものでないこと、強制するものではありません。

○池田幹幸君 その今言われたところが伺いたいところなんです。十五條の二項です。そこで、要するに、対処措置結局やつてくれと言つても結局やらないと、指定公共機関がやらないと、そういうときには総理大臣が指定公共機関に代つて実施することができるといふんですが、例えば航空会社の場合、どういふことを意味しているんでしょか。もう社長やらめですらしいと、労働者に対して直接やれと。はい、この輸送に携わりなさいということをやつていふことでしょうか。直接総理大臣が代つて実施するといふのはどういふことでしょうか。

○政府参考人(増田好平君) 今、内閣総理大臣が自ら関係、若しくは関係大臣を指揮して指定公共機関等に代わりまして対処措置を実施するということでございます。したがって、例えば指定公共機関の従業員とか資機材等を使って内閣総理大臣が自ら若しくは関係大臣を指揮して対処措置を実施するといふようなことではございません。

○池田幹幸君 だからどうするんですかと聞いています。だからどうするんですか。

政府は持つていない、持つていないから民間の航空会社に輸送してくれと頼む、嫌だと言われた。どうやるんですか。どうやって実施するんですか。

○政府参考人(増田好平君) まず、指定公共機関に何が当たるかは再々申し上げておりますように今後検討していくところでございますけれども、法は、法律は正に内閣総理大臣等の指示権と、それから自ら実施するといふ規定を置いておるということでございます。

○池田幹幸君 整理します。要するに、指定公共機関が指定してやってくれないときには強制はできません。会社に対しても強制しないし、労働者に対して強制しない。総理大臣が自ら実施するか所管大臣にさせますと、こう書いてあるんですが、現実問題としてはそれはできないということでありませんか。実施できない。

あのね、また別の指定機関作ってすぐやらせるというんですか。航空三社が全部嫌だと言ったら、日本にそれだけのことをできる航空会社ありますか。

○政府参考人(増田好平君) 再々のお答えになって恐縮でございますけれども、指定公共機関に対して例えば対処措置を指示をいたしまして、それが実施されないときには、この法の枠組みをいたしましては、自ら実施するか若しくは関係の大臣をして実施することでございます。

○池田幹幸君 具体的にそれはできないでしようと言っているんです。そういうことは、法律はそう言っているんです。しかし、実際はできないでしようと言っているんです。法律がそう言っていることは私十分読んだ。そうなんです。

だから、総理大臣が実施するというのは具体的に何やるんですか。資機材もない、人もいない、会社もない。どうやってやるんですか。

○政府参考人(増田好平君) 再々にわたって恐縮ですが、法案の第十五条第一項、二項はそういう枠組みを決めておるものでございます。ですから、そのような枠組みが適用のできないような対処措置もあるわけでございます。

○池田幹幸君 十五条はね、別に法律を定めてそれをやると書いてある。別の法律で定める。

ということとは、防衛庁長官、答えていただきました。今ああいうふうに答えられた。そうすると、別の法律では強制できる法律を作ろう、こういうことを想定しているんですか。事務方がいいよ、もう。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来お答えをしておりますように、どういう形にするかも含めて今後

検討することに相なります。それが指定公共機関に入るのか入らないのかということも含めて検討させていただきますと思っています。

それを強制するのかわかなのかということですが、私もとしては、できるだけ自発的に御協力をいただきたいというふうに思っております。これは百三条の業務従事命令でも同じお話に相なるわけでございますけれども、国がそういうような状況のときに、それぞれ民間の方々にも何と戦争に参加をしてくださというお願いをしているわけではございません。これは本場に日本国自体がどうなるかというときに自発的な御協力というのを願うということのようなつもりで私もはおるわけでございます。

いずれにいたしましても、強制するかしんないか、指定公共機関に含めるか含めないかということも含めまして、今後の検討課題とさせていただきます。いっておるわけでございます。

○池田幹幸君 非常に重大な答弁があったんですが、強制するかしんないかも含めてですか。強制するということもあり得るということですか。

○国務大臣(石破茂君) ですから、それは先ほど来るの申し上げておりますように、指定公共機関にどういうものを含むか、そして、指定公共機関というものが持つ意味合いは何かということも委員も御案内のとおりでございます。

ですから、指定公共機関に含めるか含めないかということも併せまして今後の検討ということでございます。

○委員長(山崎正昭君) 時間が参りました。

○池田幹幸君 はい、まとめます。

先ほどのやり取り聞いていただいていたと思うんですが、要するに対処措置やってくれと言うのにやってくれない。そのときには、総理大臣自らするんですというの、強制できないから総理大臣がするということ、こういう枠組みになっているんですよ。

ところが、こういう枠組み作つたけれども、実際、強制できない。これは当たり前だと。そうす

ると、総理大臣がやると言つたつて、現実問題としてはできない。とするならば、これはもうできないことを書いて法律ということになるわけですね。こういう、非常にそういう点ではないか減な、とんでもない、でたあな法律だ。

そして、今聞きますと、今度はその状況に同じうな法律を作つて強制することもあり得るといううなことを申し上げて、終わりたいと思います。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

まず、武力攻撃事態対処法の十八条の規定について伺いたいと思います。

これは、我が国が自衛権に基づいて武力を行使した場合、いわゆる自衛権を發動した場合には、国連憲章五十一條の規定に基づいて国連安保理に報告をします、こういう規定であります。これまた我が国の法律の中にこのような規定を置いたことはありませんでした。

従来の自衛隊法、ここで防衛出動を行うという規定はあつたわけでありまして、しかし、その自衛隊法の中にはこのような規定は設けられてこなかったわけでありまして。この法律、この十八条を設けた意義というもののについて、まず御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

事態対処法案の第十八条には、今、先生から御指摘のような趣旨の規定が設けられておるわけでございますけれども、これは、武力攻撃事態におきまして我が国の武力の行使は我が国の自衛権の発動であることから、武力攻撃事態への対処に關し基本的な事項を定める本法案においても、かかる

国連憲章上の義務を確認的に明定したものでございす。これは、本法案第三條第六項に示されている国際社会の理解と協調の行動を得るという基本理念に正に合致したものと考えているところでございす。

○山口那津男君 従来、自衛権の行使というのは、国の主権の行使の面ばかりが強調されてお

ました。しかし、これが国際法的に正当な根拠を持つかどうか、国際法とのリンクがどうなっているかということについての議論が余りなされてこなかったわけでありまして。その点で、この国連憲章五十一條に基づく報告の規定を盛り込んだということは、この国際法秩序として我が国のこの武力攻撃事態法との関連性をきちんと示すという意味で私は重要な意義があると思つております。

その点で幾つかお聞きしたいと思いますが、まず、アフガン戦争を行ったときに、アメリカとイギリスは武力を行使したわけでありまして。この場合に、国連憲章五十一條に基づく安保理への報告をしたかどうか。そして、それはアメリカの内容とイギリスの内容では異なるところがあつたかどうか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えをいたします。

二〇〇一年十月に開始されましたアフガンにおける武力行使に關しまして、委員御指摘のとおり、アメリカは、同一年十月七日付けの安保理理事長あて書簡におきまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利を行使、行動を開始した旨を国連憲章五十一條に従つて報告をしております。また、同じく同日付けの安保理議長あて書簡におきまして、英国もまた個別的及び集団的自衛の固有の権利を行使して戦力が用いられている旨を同じく憲章五十一條に従つて報告をいたしております。

○山口那津男君 両国いずれも武力行使に關する自衛権の行使である旨報告をしているわけでありまして、その点で、例えばアメリカは個別的自衛権の行使に根拠を求め、そしてイギリスは集団的自衛権の行使に根拠を求めると、そういう意味の違い、ニュアンスの違いというものはあるでしょうか。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えをいたします。

ただいま御紹介いたしましたとおり、両国の根拠付けにつきましては、そのような差異は見当たりません。

○山口那津男君　そこで次に、先般行われましたイラクに対する武力行使の件についてですが、この点でもアメリカとイギリスが武力を行使しているわけでありまして、この武力の行使に關して国連安保理に何らかの報告をしているでしょうか。

○政府参考人(面田恒夫君)　お答えをいたします。イラクの場合につきましては、米英両国は三月の二十日付けの安保理議長あての書簡を發出し、安保理に報告を行っております。その内容でございますが、同書簡におきまして、米英両国がそれぞれ安保理決議一四四一に言及した上で、安保理決議の六七八及び六八七を含む関連の安保理決議に基づいて、イラクの武装解除等の義務の履行を確保するためにイラクに対し武力を行使する権限は与えられていると説明をしております。

したがって、委員御質問の米英による安保理への報告は、国連憲章第一条に基づく自衛権の行使という報告ではないというふうに考えられております。

○山口那津男君　今、一連の問題をまとめて御報告、御答弁いただきましたけれども、今の御答弁によりまして、アメリカの武力行使の根拠というものには国連決議を引用しているわけでありまして、アメリカの政治家の発言の中には、主権の行使であるとか自衛権の行使であるかのような表現も見られたようでありまして、しかし、正式に法的に安保理に報告したのは安保理の決議に基づくという点だけだと、こういうふうに向つてい

でしょうか。その憲章五十一条に基づく自衛権の行使としての報告というものは全くその側面は見られないと、こう聞いてよろしいでしょうか。

○政府参考人(面田恒夫君)　先生のおっしゃる通りでございます。

○山口那津男君　そうしますと、念のために伺いますが、この憲章五十一条に規定されている自衛

権の行使ということと、それから安保理の決議に基づく武力行使、場合によっては国連総会の決議に基づく場合も否定はされていないと思ひます

が、この二つの言わば国際法上の根拠というものが同じ武力行使について両立し得るか、二つの評価を同時に受けることがあるのかと。私はないと思うんで、いずれかだろうと思つておるんですが、この点についての御答弁を求めます。

○政府参考人(面田恒夫君)　お答えをいたします。両者の關係につきましては、憲章は第五十一条で次のとおり述べております。この憲章のいかなる規定も、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合においては、安保理が国際的平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的及び集団的自衛の固有の権利を害するものではないという規定でございます。

しかば、集団的、集団安全保障とは何かというところでございますが、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行ったものに對し、適切な措置を取ることにより平和を回復しようとする概念でございます。御案内のとおり、国連憲章第七章に具体的な措置が規定をされております。

御質問の、安保理によるそのような集団安全保障措置の一つとして武力行使が行われた場合に、加盟国が認められております個別的又は集団的自衛権が行使し得るかどうかという御質問でございますが、これはそれぞれの具体的な状況により異なります。憲章の解釈上、直ちに必ずしも行使し得なくなるといふふうには解されないというふうに考えております。

○山口那津男君　私のお聞きしているのは、この憲章五十一条に基づいて自衛権を行使した場合に、その自衛権の行使というものが別な安保理決議に基づく武力行使に当たる場合があるのかというところをお聞きしているわけですが。

のですから、面田局長ということをお願いしたい。面田局長。

○政府参考人(面田恒夫君)　お答えをいたします。ただいまの御指摘のように、憲章が想定をしておりますのは、まず、個別的あるいは集団的自衛権というものが行使をされ、それが安保理によるいわゆる平和的な強制措置と、失礼、強制措置というものが取られたらばやめなさいということでございます。その必要な措置が何かということに結局は帰するものになるかというふうに思ひます。

したがって、ただいまの御質問のように、自らが個別的、集団的自衛権を取つていて、仮に今度は集団的あるいは平和的な安全保障の措置が取られると、安保理決議に基づきましてですね、というときに、前のいわゆる自衛の行動が続けられるのかどうかということだろうと思ひますが、その件につきましては、したがって、必要な措置が取られたか取られていないかという判断いかんによつて、もし必要な措置が取られているということであれば、当然、集団的あるいは個別的自衛権の措置に基づくものは停止しなければならぬということでございます。それでよろしいでしょうか。

○山口那津男君　はい、そういう理解で分りました。抽象的に安保理決議といった場合には、その決議の中に自衛権の行使を妨げない、という規定が置かれる場合もないとは言えないでしょうから、そういう今の御答弁の趣旨ということを受けて止めました。

さて、そうしますと、この自衛権の行使というものがある国際法上正当化されるということとはやっぱりこの国連憲章に基づく自衛権の行使しかあり得ないということでありまして、それを報告するということ初めてこの主権国の自衛権の行使が国際法上も正当化されることになるわけでありまして、この十八条の規定というのはそういうことを明らかにする意味で非常に意義のある規定だと私は理解をいたしております。

さてそこで、このたび、イラクに關する安保理決議の一四八三が採択をされました。このイラク戦争が始まる前、国連の安保理は大きく意見が対立をして、あたかも機能不全であるかのような状況を呈したわけでありまして。しかし、このたびこのような決議が採択をされたことは再び、これは一国が棄権に回り、他の十四か国が全会一致で決めたということでありまして、この国連安保理の機能回復につながる大きな出来事だと私は思っております。

このたびのこの決議の成立の意義を外務大臣としてどのように評価されていらっしゃるか、御答弁いただきます。

○國務大臣(川口順子君)　おっしゃったように、今回の決議については参加を、票を投じた国は全部賛成をしたという形で賛成がなされた、採択されたということについては大きな意味があったと思ひますし、この決議の採択のために努力をした様々な国の努力を評価をしたいと思ひます。

それで、今回の決議の一番大きな部分というのは経済制裁を解除をしたということでございます。それとまた裏腹の關係にございまして、イラク開発基金、これを、石油の収入の管理制度でございますけれども、それが入っているということだと思ひます。

我が国としては、今回の決議の採択を評価すると同時に、今後できるだけ早くイラク人の手による政府ができるということが望ましいと思つておりますし、それからイラクの天然資源がイラク人の復興のために活用されるという制度ができるだけ早く整備されるということが大事だと思つております。我が国は、今までイラクの復興のためにイラク人に対する協力といひますか貢献といひますか、そういう策を幾つか発表してきておりまして、つい先般も五千万ドルに上る支持の策を、支援策を発表させていただきました。

今後、引き続きこういう努力を続けていくことが我が国として必要であると考えております。

○山口那津男君 この決議の中で、イラク人による政府がまだ形成されないということで、将来、形成されるまでの間、イラクの暫定行政機構を作らなければならないという趣旨のことが書かれているわけであります。

この暫定行政機構の中に日本としてどのように対応していくか。例えば、日本人のスタッフを送り込むとか、そのようなことまで今お考えかどうか、この点について外務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃったように、この採択をされました決議の本文の九にそういったことが書かれているわけでございます。

それで、我が国としてここにどのような協力ができるかということについては、今後のイラクの状況、イラクにおける事態の進展あるいは国際社会の動向を十分に注視をしながら政府の部内で検討をしていくこととなります。そして、このような協力をするに当たっては、例えば外務省の設置法に基づく出張ということも、そういう形態が考えられますけれども、現行法での対応もその視野に入れて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山口那津男君 このイラク暫定行政機構の下で国際社会がどのような支援をするかということについてもこの決議は幾つか項目を挙げているわけであります。例えば、治安の維持に当たる、あるいは大量破壊兵器の武装解除を再確認すること、あるいは人道、復旧、復興の様々な支援活動をする、そしてまた文化財を保護していくこと、このようなことが挙げられているわけでありますが、これらのそれぞれの項目について、現時点で日本がどのような支援といえますか、関与を図っていくおつもりか、その点について御答弁をいただきたいと思っています。

○政府参考人(奥田紀宏君) お答え申し上げます。ただいま委員がおっしゃられた協力の可能性というのを考えますときに、今、先ほど申し上げ

ました文民の派遣ということもさることながら、自衛隊による協力の在り方というようなことになってくるんだらうと思いますが、現在のところ、現時点では、今後のイラクにおける事態の推移、国際社会の動向というものを注視しながら検討していくということを今超えて、ちよつとここで申し上げる状況にはないということでございます。

もちろん、今までも、例えば現行法でできるところ、周辺国への輸送支援というようなことはやっておりますけれども、それに加えてどこまでできるのかという問題でございます。

○山口那津男君 これらの問題について現地にどのようなニーズがあるか、そしてまた日本がそれを、どれを選んでやるか、それがふさわしいかということ、現時点では必ずしも掌握されていないと思います。

総理は、この地に調査団を派遣してそういうことを的確にとらえてこうと、こういうお話もされているようでありますが、外務大臣として、この点のニーズをしっかりと的確に把握するために日本政府として調査団を組んで派遣するというお考えについてどのように思われますか。

○国務大臣(川口順子君) 先週の終わりに五千万ドルの支援を発表いたしましたときに、併せて調査団を発表をするということを検討しますというお話を申し上げました。

それで、この間、茂木副大臣がイラクに行きまして、現地ですというニーズがあるかということとを現地と話をしまして、あるいは見えたというところ、まず、先般の五千万ドルの支援というものは、茂木副大臣のそのときの観察をした結果、例えば教育ですとかそれから病院ですとか、そして住居関係でございますね、そういったことを中心に五千万ドルの支援をするということで決めたわけですね。

今後、イラクにおいては引き続きその事態は進展をすると思いますし、物事も動いていくと思

して今後どういようなニーズがあるかということについては引き続き見ていきたいと思っていますし、また現地にORHA等で外務省から出ている人がいますので、その人たちの意見も十分に聞きながら、今後のニーズについては考えていきたいと考えております。

○山口那津男君 これらの様々な分野の支援措置について、治安維持ということも項目に挙がっていることを考えますと、これは現地が必ずしも治安が安定していないということを考慮してわざわざこの項目を挙げているというふうに理解されます。

そうした場合に、我が国の自衛隊が幅広いその能力を生かす道があるとは思いますが、この治安維持も含めて自衛隊をイラクに派遣して国際協力の実を上げると、このような方向性について、防衛庁長官としてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 私どももいたしまして、今も外務大臣からお答えがありましたが、現地にどのようなニーズがあるのか、そして私どもがそれに対応できるだけの能力を持っておるのか、そしてその任務というものが安全に遂行できるのかということをお断念する必要があるだろうと思っております。

私ども、そういうような点も含めまして、主体的に日本として、言われたからやるということではなく、しかしながらただ出せばいいということでもないでありましょう。それが本当にニーズがあるか、そしてそれができるか、安全にどうか、安全にその任務をこなせるかということをお断念する必要があるだろうというふうに考えております。

○山口那津男君 現行法でこれらの支援を幅広く行おうとする場合に、例えば国連平和協力活動に関する法律というのがありますが、この法律で対応できる、過不足なく対応できるのかどうか、あるいは対応できない部分がこのイラクの関連であるのかどうか、この点について、現行法の理解としてPKO事務局はどのように考えてい

らっしゃいますか。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

一般論といたしまして、国際平和協力法に基づいていわれる五原則が満たされているとの条件の下で国連PKOが今後設立される場合には、それに協力するというのがございますけれども、それ以外にも、法律上は国連決議や国際機関からの要請に基づきまして医療とか被災民に対する生活関連物資の配布、被災民収容のための施設の設置、被害を受けた施設であつて被災民の生活上必要な施設の復旧などのいわゆる人道的な国際救援活動への協力を実施できることになっております。

他方、国際平和協力法に基づきましてイラク復興のためにいかなる支援を具体的に実施できるかにつきましては、累次御答弁もございましたように、イラクにおける今後の事態の推移等を十分に

見極める必要がございますので、現時点で確たることを申し上げることができないことを御了解いただきたいと思います。

○山口那津男君 いわゆるPKO協力法には三条の二号、三号、四号の規定がありまして、これらによりまして、言わば相手国の同意とかあるいは紛争当事者の合意とかいうものが必要になると、こう書かれているわけですね。しかし、イラクにはそういうイラク国民による主体的な政府というのは今現在ないわけでありまして、できるとすれば暫定行政機構になるわけでありまして。しかし、これはイラクの国のそのものの機構ではありませんで、この点でこの平和協力法が適用できるかどうか、まず問題になるだろうと思えますね。

それから、二十四条には武器使用の規定があるわけですね。これについては、先般改正をされました、自己の管理下に入った者について武器が使用できるといふに一部拡大をされたわけであり

はありませんが、国際機関の要請に基づいて我が国が独自に行う、主体的に行う活動についてもこれは適用されるわけですね。

そうしますと、現行法でイラクのような実情に対応できるかどうか、これも問題だろうと思いますが、その点についてお考えはありますか。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のイラクの国の主体という問題が、現行法上、私が申し上げました人道的な国際救援活動を行うに当たりましても検討すべき問題としてございます。

また、今、先生がお触れになりました武器の使用の問題につきましては、PKO活動の実態や国会における議論等を踏まえて、必要に応じて検討していかなければいけない問題だというふうに認識をしております。

○山口那津男君 この今までの海外における武器使用、許される武器使用の考え方というのは、要員の身体、生命の安全を保護するために。これは言わば自然的な権利に基づくものであると、こう説明されてまいりました。したがって、この延長線上にそういった要員の管理下にある者についても保護に値するというところで法律を整備してきたわけでありませう。

また一方で、かつて議論のあったところでありましたが、そういった要員の生命、身体、安全保護という系列ではなくて、言わば我が国の行う、海外で行う任務そのものを妨げようという企て、これに対して実力をもって対抗する、排除すると、そういう武器の使い方は認めてこなかったはずでありますね。

そういう考え方を前提にした場合に、これから武器使用を考えるに当たって、例えばその派遣の枠組みが国連決議に基づく、そして国際的な組織の中に加わって行うというような場合、あるいは国際機関の要請等に基づいて我が国が独自、主体的に行う場合、こういう枠組みによって武力行使ができるかどうか、影響を受けるもので

しょうか。私は受けないと思うんです。あるいは、この我が国の任務、仕事を妨げる相手方、相手方が正規軍か、あるいはゲリラか、あるいはテロ集団、犯罪集団か、そういう相手の主体によってこの我が国が行う武器使用のできる、できないということが影響されると私は考えないわけでありませう。

その点について、念のためお答え願います。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、まず武器使用につきましても、参加国間の合意やあるいは国連の枠組み、決議等によって変わるのかどうかという点でございませうけれども、国際平和協力におきまして武器使用規定の見直しにつきましては、言うまでもなく、日本国憲法の枠内でこれを行う必要がございませう。

したがって、国際平和協力において、お尋ねのような武器使用の見直し等をする場合には、その武器使用が憲法の禁ずる武力の行使、すなわち我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦行為に当たらないことが必要でございませう。他方、このことが担保されておりませう場合には、少なくとも憲法との関係では、お尋ねのような国連の枠組みとかそういう問題、要件は必ずしも必要ではないというふうに考えております。

第二点の相手方の問題でございませうけれども、武器使用の相手方が国又はこれに準ずるものである場合には、これに対抗するための武器の使用というものが憲法が禁ずる武力の行使に当たるとおそれるかどうかというところでございませう。したがって、いろいろなケースに応じまして考えていかなければならぬわけですが、この問題については先ほど申し上げましたように、PKOの実態や国会における御議論等を踏まえながら必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。

○山口那津男君 今お話がありましたように、この

の現行法のPKO協力の解釈、運用の方針によりますと、イラクにも自衛隊を派遣して仕事をしたいのだということになった場合に、本当にこのイラクの実情に合った仕事ができるのかどうかというところをやっぱりよく検討しなければならぬと思っております。

治安上、必ずしも安定していかないということもあります。そしてまた、ここまでの武器使用の在り方それだけで十全に要員やあるいは周辺で仕事を行う人々と同じようにやれるかどうかという点も非常に大事な点だと思っております。さらにまた、恐らく日本以外の国々も参加をしていくであろうから、そういった国々と併せ考えなければならない、言わば国際的な普通法の考え方、標準的な考え方と少し違った行動基準になっているという点ではなかなか仕事が一括にやりにくいという点もあるだろうと思っております。そういうことを考えたときに、今までのような法律の作り方、考え方とはややぶつかる面があるのではないかと、このことを私は懸念をしております。

そこで、従来の議論とこの現地の実情、これに合せて日本にふさわしい仕事はどのようなものかということとをきちんと検討していただきたいというふうに思っております。この点、外務大臣、これからの議論に是非生かしていただきたいと思っておりますが、御決意をお述べいただきたいと思っております。

○国務大臣(川口順子君) 今後、我が国としてイラク人のためにどのようなイラクの復興について貢献ができるかということについては、イラクのニーズも踏まえて政府の部内できちんと検討をしておりますが、その際、今、委員がおっしゃられた御意見についても十分に念頭にとどめたいと思っております。

○山口那津男君 防衛庁長官には、やはりこの自衛隊が参加をするとなれば、その実際に参加する隊員の身になってこの諸制度あるいは運用をお考えいただきたいと思っております。この点について、防衛庁長官の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘のとおりなんだと思っております。私は、自衛官たちは本来に使命感を持って行くわけですが、隊員の安全ということも考えなければいけません。それは使用基準が非常に厳しい、そうであるがよって犠牲が生じたということであつて本当にいいのかという議論があるんだらうと思っております。もう一つは、そういうような今のまの使用基準で本当に安全に任務が遂行できるかということもあるだろうと思っております。

そういうことを踏まえて、もちろん国会で御議論をいただくことでございませうが、先生御指摘のように自衛官の皆様方の生命に責任を持ちます防衛庁長官として、よく先生の御議論を踏まえながら今後きちんと検討してまいりたいと、このように思っている次第でございませう。

○山口那津男君 終わります。

○広野たけし君 国会改革連絡会、国連(自由党・無所属の会)の広野たけしです。

それでは質問させていただきます。

川口大臣、G8の外相会議、本当に御苦労さまでございました。まあいろんな課題がございませうが、私も時々厳しいことを言うんですが、今回実はスリランカに自由主義インターというところで行ってまいりますが、そうしますとスリランカ和平で随分と日本の外務省、頑張つてやっておられる、ノルウェーが政治的ないろんなお題はやつたようでありませうが、スリランカの復興について、明石さんも出ておられますし、非常にイラク紛争に、イラク戦争の陰に隠れて全然報道されないものですから、いろんな御努力をここでひとつ、簡潔にはありますが、ひとつ御紹介いただいて、皆さんに分かっていただきたいと思っております。

○国務大臣(川口順子君) スリランカの和平に向けた取組というのは、私が外務大臣になりました平和の定着ということをお願いしているわけですが、その一環として我が国として取り組んでいるものでございませう。

御案内のように、スリランカは過去二十年来にわ

たる戦乱がございまして、そして昨年の十二月に停戦ということになりまして、今、このための和平の話し合いが行われているわけでございます。

それで、昨年の十月に、国連にいらつしやいました明石さんを日本政府代表ということで任命をさせていただきまして、その後、明石さんは四回スリランカに行つていらつしやいますし、また、インドはタミールを抱えていまして非常にスリランカにも関係が強いので、インドとも入念に話をしながらこれを進めていくということで、インドにも明石代表には三回たしか行つていただいております。

そして、私自身は、今年の一月にスリランカに行きまして、そのときには、主要国の外務大臣としては初めて北部にあるジャフナという、激戦地ですけれども、そこに参りました。弾痕が一杯あつて大変に凄惨な跡の姿がございましたけれども。そして、今年の三月に箱根において、スリランカ政府と、LTTEと言いますが、タミール・イーラム解放のトラという、言つてみればタミールのゲリラだつたところですが、そこが和平交渉をやつていの中で、その一回を日本でホストをいたしまして、明石代表も初めてここでは参加をいたしております。

六月に東京でこのスリランカ復興開発に関する東京会議を開催をする予定でございます。ただ、一つ今残念なことは、LTTEが今年の四月から、この四月以来、和平の話し合いが若干とどまつた、滞つた形になつております。ということでございますけれども、そして今このところ東京会議には出席をしないということを言つていますが、現在、LTTEに対しては、スリランカ政府、そしてノルウェー政府、また日本と働き掛けを行つてございまして、東京会議への参加ということと呼び掛けております。七日には明石政府代表が、今月の七日ですけれども、G8の要人としては初めてLTTEの最高リーダーであるブラバカンにお会いして話をいたしております。

日本政府としては、やはりこの東京会議という

のは、人々、スリランカの人々が非常に苦しい状況にあるということ、一日も早く救いの手を差し伸べるという意味で開催することが重要であると思つておりますので、是非LTTEの参加も得てこれを行いたいというふうに考えております。

○広野ただし君 スリランカは、大体千九百万人、そして北海道よりちよつと小さいくらいですが、御承知のように、サンフランシスコ条約のときにジャヤワルダナ大臣ですか、が真つ先に、憎しみは憎しみによつてやむことなく愛によつてやむんだという仏教の言葉を、実はこれ鎌倉の大仏さんのところにそれが飾つてあるんですが、そういうことで日本に対する賠償請求権を最初に放棄をされた、そういう国であります。

そこが二十年間紛争で大変傷んだわけでありまして、是非、恩返しのもつともあつて、これは日本、大変な貢献を受けたわけですから、是非力を尽くしていただいて、スリランカの復興のために外交努力を続けていただきたいと思います。

ところで、国連の改革問題に移らせていただきます。

このイラク戦争、国連の……（発言する者あり）私どもの会派ではありません、安保理の中で、常任理事国以外に、果たしてこういう、こんなことを言うたら申し訳ないんですけれども、こういう国に世界の運命をゆだねていいんだらうかと思われよう。非常任理事国がたくさんあつたわけでありまして、ちよつと舌禍問題かもしれせんが、しかし皆さんそういうふうにお思はれたと思ひます。

私は、やはり安保理理事会は大いにこれ変えていかなきゃならない、こういうふうになつていくわけですね。そうしませんが、国連に、確かに安保理にいろいろな欠陥があるからということではうり出しては駄目なんです、これは安保条約においても、国連の強化、努力ということを日米安保条約の第一条に入れているから、やはり国連をしっかりと強化していくことが大切だと思つてお

ります。

それで、この安保理に、日本が常任理事国に入るといふことをいろいろと今まで画策をしてきていたと思ひますが、私は安保理自身について参加国を増やす、あるいはどういふ国々で構成するか、それを具体的にちよつと案を持つておりますが、外務省で何か具体案をお持ちかどうか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣（川口順子君） 国連の改革が非常に大事であるといふことは、私も全くそう思つております。我が国が安保理のメンバーであつたらといふことを私自身もイラク戦争に、イラクに対する武力行使に至る過程で安保理での議論の状況をテレビで見ながら強くそのように思ひました。

それで、国連の改革についての議論というのは今かなり、十年ほどやつていられるわけでございまして、基本的には拡大後の安保理の規模を幾つに国にするか、そして新常任理事国の選出方法はどうするか、拒否権をどう扱うかといったような点が問題になつております。

（委員長退席、理事阿部正俊君着席）

我が国が自分自身の案を持つていられるかといふことでございすけれども、これについては持つております。そして、この中では、安保理のまず議席数でございすけれども、これは二十四がいいといふことを言つておられまして、常任議席を五増やして十にする。地域分けについても案を持つておりますけれども、細かくなるので省きますが、非常任理事国については十四といふことでございす。これも地域分けに考えております。そして、安保理の運営方法についてはより透明性を向上させる必要があり、拒否権については、これは新旧の常任理事国が権限の上で異なつた扱いを受けるということについては原則論の立場から問題があるけれども、この点については改革の全般的なパッケージの一環として解決をされるべきであるといふようなことを言つております。

○広野ただし君 私も、安保理については、現在の常任理事国五か国、それに日、独、伊を加え

る、そしてカナダ、豪州そしてまた印パを加える、そしてまたブラジルを入れる、八か国ですね。ですから、十三か国を常任理事国にする。そしてまた、アジア、中南米、アフリカ、欧州、中近東、それぞれ各国一つずつ入れて、これは非常任理事国として十八か国ぐらいで構成をする。そして、過半数決議にする。また、拒否権は、三か国がないと拒否権が行使できない。文殊の知恵といひますから、三つぐらいないと拒否権は行使できない、こういうような形に直していただいたい、こう思つております。そこは具体案、それぞれいろいろと、二十四か国というのもあるかもしれせんけれども、そういう形で、世界の有力国と言われる国々で本当に安保理理事会を構成していく。

ところで、日本は、御承知のように国連憲章五十三条です。敵国条項があつて、この敵国条項で安保理の常任理事国にならないといふことはあるでしょうか。実際、ロシアとの間では平和条約が締結をされていなくてありますね。

そうしますと、言わば敵国条項が外れていないと、こう考えていいんではないかと思ひますけれども、そういうことから安保理常任理事国になれないといふようなことがあるんでしようか。

○国務大臣（川口順子君） 敵国条項でございすけれども、これについても今までの長い歴史が、議論の歴史がございす。

まず、最近のところでは九五年の十二月ですけれども、ここで、旧敵国条項は時代後れであつて、その削除のための憲章改正手続を最も至近の適当な時期に開始をするという意図を表明する決議が圧倒的な多数で採択をされております。といふことで、その敵国条項を削除するといふことについて各国の意見の合意はございまして、ロシアについても反対をしていられることはございせん。

それで、ただ問題は、そういう削除をするといふことについて圧倒的な多数で賛成をされているわけですけれども、憲章改正をするといふこと自

体が非常に複雑な過程を伴いますので、この決議は同時に、そういつた過程を考慮するということが述べられておられます。また、ほかの問題、例えば信託統治理事会というのがあるわけですが、そういったことについても引き続き検討をするということが一緒に入ってきてしまっているということでございます。したがって、決議は採択されているんですが、実際に、ほかのものがいろいろくっ付いているために、なかなか直ちに削除ということにはならないということでございます。

ただ、いずれにしても、我が国が常任理事国にこれがあるためになれないと、そういうことはなれないということでございます。これによつて妨げられるということはないと考えております。

それから、この国連の改革については小泉総理も、これはイラクの後の国連の権威を高めていくために改革は非常に必要であるということをおっしゃっていらつしやいます。プッシュ大統領との会談においてこの点についてはお話をなさつたいただいております。プッシュ大統領からも理解を得ているということでございますので、従前にも増しまして、国連の場での議論や、改革のかぎを握るアメリカを始めとする関係国との協議に精力的に取り組んでいくことを通じて安保理改革、国連改革を行つてまいりたいと考えております。

○広野ただし君　やはり、世界の平和と安全を守る意味で、国連が本当に具体的な行為が実施できるように直していかなきゃいけない、改革していかなくちゃいけない、こう思っております。

国連に対してお金も払っていないような国々が安保理にいて、そしてまた、これは日本もそうなんですが、いろんな自衛隊の平和的協力ということで国連の指揮下に入ると。私も自由党は安全保障基本法を出して、ちゃんと人的貢献もするんだということを考えております。

ですから、お金も出す、ちゃんと人も出すという形で国連を強化していくということが、米英だけに依存した、世界の平和と安全を維持する、そういう行為じゃなくて、やはり国連でちゃんと

やるというために日本も資金も人も出すと、こういうふうに変えていかなきゃいけないんじゃないかと、こう思います。ただ口先だけで、いや、国連を強化するんだと、こういうことであつてはならないんで、やはりちゃんと汗をかくということが一番大事じゃないかと思ひます。

ですから、安保理に入る国々は、資金は出してない、あるいは人も出さないというところはまず入る資格がないんだというふうによつぱり直していかなきゃいけないんじゃないかと、こういうふうには思つております。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕
ところで、今回の三法案でありますけれども、私はこの非常事態対処について、今度は安保会議で特に専門委員会が設けられていろんな重要事項を諮問に応じて作つておくということでありまして、けれども、私は、特にこの大事な基本方針はあらかじめもう閣議決定をしておくべきじゃないかと、こういうふうには思つております。

実際、いざというときに閣議を開いて、その基本方針を定めて、そして自衛隊の出動命令等を出していく、こういうことは非常に限られた時間内ではたばたのうちに終わるということになりがちでありますから、基本方針についてはきちんと事前に、その基本方針の中身ですけれども、大事などころの基本方針はあらかじめ閣議決定をして、そして公表しておくことが必要ではないかと。私どもの非常事態対処基本法案はそういうふうによつておられますけれども、その点について、官房長官の御意見を伺ひます。

○国務大臣(福田康夫君)　委員の御指摘の点は、それは分かるんですけども、この緊急事態というの、一体どういうふうなものが起こるか、それを一つ一つ、例えばテロといったいろいろなテロがあるわけですね。ですから、そういう事態に応じて対処方針を決める、基本方針を決めるにしまして、多岐にわたると思うんですね。そのときの条件、緊急性、規模等々、いろんな条件を勘案して決める、こういうふうなことではないかと

すので、なかなか、その一部でも決めておいたらというのは難しいのではないかなというように考へております。

しかし、今御指摘ございました事態対処専門委員会を、これを常置させまして、そしてそこでもつていろいろなケースについて検討させるというふうなことも、専門的に検討させるというふうなこともいたしておりますし、そういう意味で迅速かつ的確に実施ができるように、その体制が整つていかなければいけないというように思つております。

いづれにしても、政府としては、この法案の第二十五条の規定に従ひまして、各種の事態に際した対処方針の策定の準備、これを速やかに実施していかなければいけないと考えているところでございます。

○広野ただし君　何回も指摘をされたと思ひますが、「宣戦布告」という映画がございます。そして、これは半島に工作員が上陸をしてきて、それが政府がなかなか、縦割りのまず情報組織になつておりますし、そしてまた、まあまああななでなかなか決断をしない、また責任、非常に無責任な先延ばしをしていて、そして大変な事態に立ち至る、宣戦布告ということになつていくという映画なんでありましてすけれども。

これは全くないことではなくて、やはり今、特に、先ほどもどなたかされましたけれども、北朝鮮との関係では、今まで例えば九四年、九五年のとき、そんなことが信じられるであろうかと思はれるようなことが実際に起こつていたわけなんです。あのときも、いや、麻薬の取引あるいは偽札の取引あるいはけん銃の取引、こういうものが本当に行われているんだらうかというふうなことを我々も思ひましたけれども、実際に行われておつたということでもあります。そしてまた、あのときもいろいろ指摘ありましたけれども、食糧支援をしますときにその中にいろんな武器の部品が入られて輸出されているのではないかと、こ

た。どうもそのおそれも本当にあつたのではないかと、こういうことであります。

ですから、北朝鮮との関係は、先ほども原子力発電所についての福井県の問題がありました。私は、やはりゆるがせにできない大変なことだと思ひます。実際起こるべき、起こる可能性の強い、蓋然性の強いことからいいますと、北朝鮮はプルトニウム、核を二か二持つてゐるわけですね。そして、それを武装工作船に載せて、そして原子力発電所のところへ来て自爆をしようと、このことが非常に蓋然性の高いものであります。

ところで、船影が、もし武装工作船が来ていて、その船影ももうこれは日本もすっかりしていますから全部分かつていと思ひます、船の格好ですね。そういうときに、まずやはり海上保安庁が出て、そしてしかる後に、何かあつたときに海上自衛隊が出ると、こういう順序を踏むことになるんですか、どうでしょう。

○国務大臣(扇千景君)　今、広野議員がおっしゃつたことは大変大事なことで、我々も一昨年、戦後初めて海上で銃撃戦をするという経験をいたしました。それをもつても、私たちは、日ごろからの訓練と、あるいはシミュレーションを作り、なおかつ共同練習するということがいかに大事かということをもつて知らされた。また、今まで、広野議員がおっしゃつたように、まさかあんなものを持つてゐるはずがない、まさか攻撃してくるはずがないと思つたものが、すべて今回引き揚げたあの一昨年の工作船によつて、何を持つていたか、何を目的にしていたのか、あるいは事前に我が国のだれと連絡をしていたのか、それも大体明確になつてまいりました。

そういう意味では、今おっしゃつたことで、少なくとも武装工作船対策というものがいかに大事であるかということで、我々は、今おっしゃつたように、少なくとも第一義的には海警隊と言われております海上保安庁がまず出ていく。そして、その点で、今までは海上保安庁の中でも、一昨年のあの銃撃戦の以来、海上保安庁が当然し

ているべきことがしていなかったことがありますが、それは操縦席の防弾化。こんなものは当たり前のことなのに、このガラス一つ防弾化されていなかったということも初めて攻撃されて分かったと。

そういうようなことで、これはお互いに防御のための武装というのは切りがありませんから、そこまではできませんけれども、今で言える中で最大の防御をします。そして、予算も今まで以上にいただけています。そして、我々は、必ずしも防衛庁と連絡を取って、お互いに初動態勢から防御態勢に入るといって連絡をいたしておりますので、防衛庁と共同マニュアルを作りまして、机の上だけではなくて実戦もやってみました。そういうことも重ねて我々は……（発言する者あり）お互いにです、相手のないことで、防衛庁と海上保安庁とのお互いの実戦という意味でございます。

そういう意味では、少なくとも対処方針的確に私たちが行えるようにという連携強化に努めているのは事実でございますし、また平成十一年度以降、自衛隊との間で六回にわたります今申しました実動訓練、少なくとも実戦と言うよりも実動と言うべきでしょう、実動訓練をいたしておりますし、また、一昨日ですけれども、二十四日に海上保安庁の観閲式をいたしました。初めて防衛庁長官、石破大臣が出席してくださいまして、私どもと一緒に海上保安庁の観閲式に出ていただいた。これも、少なくとも自衛隊と海上保安庁が、今までは縄張だとかいふこと言われましたけれども、一緒にいっていただくというこの表れでございますので、私は石破大臣にも出席していただいたことを感謝しながら、より一層緊密に我が国の安全対策のためにお互いに共同作戦でいこうというふうにしております。

○広野ただし君 扇大臣の意気込みはいつもよく分かります。しかし、先ほどちょっと申しましたように、情報衛星もあります。そしてまた、船影もはっきりしてきている。そういうときに、私は、すぐ船舶検査命令を出して、そして警備行動

を取って、そして防衛出動掛けませんと、これはもう入ってきちゃったかどうかにもならないんじゃないですか。もう、多分その中にいろいろな工作がなされるというときに、私は、海上保安庁がまず行って、あるいは共同作戦行動とか、それは先ほどもありましたけれども、本当にもうわずかな時間の間にいろいろなことが起こるおそれがあるということですから、石破長官、いかがでしょう。

○国務大臣（石破茂君） 基本的には、今、扇大臣がお答えになったとおりだと思っております。船舶検査につきましては、これ委員御案内のとおり別の法令でございますので、これを直ちに適用することは極めて難しくかろうと思っております。

○広野ただし君 領海内ならいいんじゃないですか。

○国務大臣（石破茂君） いやいや、まだ領海に入ってくる前のお話でございますね。船舶検査活動というものができるかどうかというのは、これはまた別の問題でございます。

そういういたしますと、要は、質的に、量的に海上保安庁では不足でありますという事態になります。これは先ほどなたかにもお答えをいたしました。海上保安庁が相当の被害を受けてから海上自衛隊が出るということではなくて、量的に、質的に海上保安庁の能力をもってしては対処し得ないということがある場合には、海上警備行動の発令というものがこれはあり得べしということだと思っております。そこをどのようにうまくやるかということで、図上だけではなくて、現場でも演習も含めまして海上保安庁と海上自衛隊で今連携を取っておるということでございます。

○国務大臣（谷垣禎一君） 石破長官も広野委員も私も皆日本海側でございますので。原発に限らず、こういうテロ事態に対応するためには、まず、委員も偵察衛星ということもちよつとおっしゃいましたけれども、情報収集と、テロ関連情報をまず集めるということが第一義だろうというふうに思います。

○国務大臣（石破茂君） いやいや、まだ領海に入ってくる前のお話でございますね。船舶検査活動というものができるかどうかというのは、これはまた別の問題でございます。

その上で、今の原発にしましては、銃器対策班というのが警察では持っております、これを二十四時間、現在常駐させて警戒や警備に当たっているわけですが、その持っております装備も、サブマシンガンあるいは耐弾仕様の装甲車、ライフルと、こういうものを持って万全を期しているわけでありまして、さらに、緊急事態にはSATという部隊、これは作戦用のヘリコプターのほか自動小銃、そういうものを持ってテロリストの制圧の高度の能力を訓練してまいりました。そういうところを活用すると。

○広野ただし君 訓練のないところに実際の活動はできませんから訓練は大事なんですが、もう本当にそういう面では相手のあることですから遅いんです。もう本当に自爆テロをやられたらどういふことになるかということだと思ふんです。

それで、先ほどおっしゃいまして、また扇大臣からも御答弁がございましたけれども、すべての原発は海に面しておりますので、海上保安庁との連携は何よりも大事でございます。これは、警察庁と海上保安庁のみならず、現場の警備部隊と、それから沖合で警戒に当たっている海上保安庁と船の間の連携、これらについては相当意を用いて遺漏なきを期しているつもりでございますが、近々、現場レベルで具体的な事案を想定した共同訓練を実施するというようにしております。

○広野ただし君 訓練のないところに実際の活動はできませんから訓練は大事なんですが、もう本当にそういう面では相手のあることですから遅いんです。もう本当に自爆テロをやられたらどういふことになるかということだと思ふんです。

それから、一般の警察力をもっては治安の維持ができないという場合には、先ほど海上警備行動のお話もございましたが、陸上においては自衛隊

○広野ただし君 訓練のないところに実際の活動はできませんから訓練は大事なんですが、もう本当にそういう面では相手のあることですから遅いんです。もう本当に自爆テロをやられたらどういふことになるかということだと思ふんです。

に治安出動が下令をされる、そのときは警察と自衛隊、防衛庁は連携して事に当たらないければならぬわけでありまして、そういう場合に備えまして、昨年の十一月以降、六都道府県で、これはすべての都道府県で警察と自衛隊との間で協定を結んだわけでありまして、六つの都道府県で自衛隊との共同図上訓練を実施してきておりまして、これは今後も積み重ねて運用上の能力を更に高めていかなければならないというふうに思っております。

○広野ただし君 訓練のないところに実際の活動はできませんから訓練は大事なんですが、もう本当にそういう面では相手のあることですから遅いんです。もう本当に自爆テロをやられたらどういふことになるかということだと思ふんです。

今後とも、自衛隊あるいは海上保安庁、密接に連携を取りながら、すき間ができないように意を用いてまいりたいと、こう思っております。

○広野ただし君 訓練のないところに実際の活動はできませんから訓練は大事なんですが、もう本当にそういう面では相手のあることですから遅いんです。もう本当に自爆テロをやられたらどういふことになるかということだと思ふんです。

○又市征治君 民主党の又市です。余り時間ございませんから端的に申し上げますが、端的に、また明快にお答えいただきたいと思ふいます。

戦後五十有余年、我が国は戦争を放棄した平和憲法の下で平和を維持してきた。その間、朝鮮戦争であるとかあるいはベトナム侵略戦争というものに一部加担をするという出来事ありましたけれども、ともあれ、日本自身がそういう意味で国を挙げて戦争体制を取るということはしてこなかった。これは、改憲論者の皆さんがどうおっしゃろうと憲法体制の成果でありますし、国民の平和運動の成果であったと、こんなふうにも思います。こうして今まで、冷戦時代でさえも武力攻撃事態対処、つまり戦時法制は不要であったのが、なぜ今必要になったのか、納得いく説明を聞いておりません。

そこで、官房長官、憲法で戦争放棄を宣言をし

た平和国家日本、これを一方的に攻めようとするば、アフガニスタンやあるいはイラクの例を見るまでもなく、その国自身が滅亡する覚悟が必要ではないのか。そのような愚かな国は、あるいはそういう仮想敵国というのがあるというふうには御認識されているのかどうか、これをまず第一点、お聞きします。

○国務大臣(福田康夫) そもそも、この法制そのものは外国から我が国が武力攻撃を受けたときに、どのようにして国及び国民の安全を守るかと、こういうために態勢整備をしようという、そういう趣旨でございますから、我が国から攻めるという趣旨ではございません。その点は委員もよく御案内のとおりで、御承知だと思っております。それで、憲法の精神にも反することはない、憲法において、この自衛、自衛まで放棄しているということではないのでありまして、我が国としては、やはり最低限度のこの態勢整備というように考えておるところでございます。

独立国家として当然最も重要な責務というのは、その国家の緊急事態に対する対処であるというふうには思っております。そういう意味で、国家存立の基本として整備されなければいけない、そういうことでございます。

アフガニスタン、イラクというふうにおっしゃいましたけれども、日本が、我が国がアフガニスタン、イラクを攻めたこととございません。そういうこともございませんし、正直申し上げて、委員がそのように御質問される趣旨がよく分からないというところでございます。

○又市征治君 官房長官、全然話が擦れ違ってお聞きになっているので、そういう日本という国を攻めようとする、こういう国があったとすれば、アフガニスタンやイラクの例に見るように、その国自身がむしろ滅亡するくらいの覚悟が必要ではないのかと、そういう攻めようとする国があるとすれば、そういう国は我が国はあるというふうには認識しているのかと聞いたんで、全然これは答えになっていない。

そこで、今もちょっとお話にありましたが、国家なら本来防衛が必要だ、これが総理始めとして今もお話しした……(発言する者あり) ちよつと静かにして聞きなさいよ。そういう説明がなっていないわけで、国家は他国と戦争するもの、あるいは攻撃されるものという古い觀念にやつぱり立っているのではないかと、こう思えてならないわけです。むしろ、戦争の備えをすれば相手もそれに対応してエスカレートする、戦争の危険を招くという、こういう例があるんだらうと思うんです。

今、ミサイル防衛構想、技術的には確かにこれは防衛的なそういう意味では武器体系だと思っております。どうも今度の総理も訪米されて、ミサイル防衛の検討を急げということと合意されたそうですけれども、しかし、アメリカがこれを装備することに對して、既に皆さん御承知のとおり、中国やロシアなどすべての国が神経をとがらせている、これもまた事実なわけで、日本がアメリカの構想にそういう格好で加わっていくということにすれば、これまた同様に非常に神経をとがらせる。防衛的なはずが、それを装備するとなぜ相手がこういうふうに対敵的な行為をエスカレートすることになるか。そこはどうかとお考えになっていきますか。これは防衛庁長官ですか、官房長官ですか。

○国務大臣(福田康夫) 今、武力攻撃を受けたときにどういう方法で国、国民の安全を守るかと、こういうふうには申し上げました。それ以上のことを考えているわけじゃありません。まずその前に、我が国が何かほかの国を攻めるんだとか攻められるんだとかいったような議論をされていらつしやるようでございますが、その前に外交があるんですよ。それで、外交をもつてそういう事態にならないような努力を全力を挙げてやらなきゃいかぬということがありますので、そのところはちよつとお忘れにならぬようにしていただきたい。

本間にこういう事態が起こったときにどうするかという、そういうことを想定して、その安全のために、国家の安全、国民の安全のために考えていることであるというのを忘れないようにしていただきたいと思います。

かという、そういうことを想定して、その安全のために、国家の安全、国民の安全のために考えていることであるというのを忘れないようにしていただきたいと思います。

委員の御指摘ですが、ロシアはミサイルディフェンスについては非常に積極的でございます。これは、私、イワノフ大臣と今年の一月、私がモスクワに行きまして、また四月に先方が来ましてお話をしましたが、ミサイルディフェンスというのはアメリカとも検討していく、ヨーロッパとも検討していく、日本とも検討していく、そういうことで非常に積極的でございます。今、ミサイルディフェンスについて消極的若しくは絶対に反対というふうな意向を示しておりますのは、私の知り得る限り中華人民共和国だけというふうに承知をいたしております。

つまり、私どもがミサイルディフェンスをやることによつて、これは向こうが撃たなければ撃たないわけですから、迎撃ミサイルだけ撃ちましてもこれは何の意味もないわけでございます。これを整えたならば軍拡が進むというのは一体どういう理屈でそうなるのか、私にはちよつと理解がしかねるところでございます。

これは専守防衛的なものでございまして、向こうが撃たなければこちらが撃つことはございませぬ。それだけでは何ら攻撃的なものではございませぬ。私どもは、ミサイルディフェンスを備えたからそれが軍拡につながるのだというところは、少なくとも論理的には成り立ち得ないものだというふうに私は考えておるところでございます。

○又市征治君 どうも官房長官も話は擦れ違つたまま、ただ一致するのは、平和外交が非常に大事だということのところは一致をいたしますが、私は仮想敵国の話を聞いていて、そういう国があるかと、こう一番目に聞いたんです。いすれにいたしましても、今、官房長官がお話になりましたように、憲法前文の精神に沿つた平和外交こそが最優先、そういう意味では非常に大事なこととは一致をするようですが、そこで百歩譲つて、不審船とかミサイルだとか、あるいはテロを武力攻撃だとしてそれへの対処を、言うならば、それらに具体的、個別的な対処が必要なんだらうと思ひます。

これは防衛庁長官にお聞きをしますけれども、今回の法案はどのような対処なのか。それとも、いわゆる通常戦争、我が国への上陸侵攻への対処なのか。法案のどの部分でどのようにそれらへの具体的な対処が書かれているのか。ちよつとここはお示しいただきたい。

○国務大臣(石破茂) それは、武力攻撃事態というものをどういう事態として評価するかということだと思っております。それは形態が、例えば着上陸侵攻なのか、ミサイル攻撃なのか、何なのか、それはもう形態形態によつて違ひまして、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に對してどのようにして対処方針を作るか、どのようにして自衛隊を展開をし、どのようにして関係機関と連携をしながら民間人の方に避難いただくかというふうなことは、一応委員のお言葉をかりれば通常戦争というものを想定をしたものでございませぬ。

したがしまして、テロでありますとか工作船でありますとか、そういうふうなものに對しましては、これを不正規戦というふうに言つてもよろしいのかもしれませんが、そういうものにつきましても第一義的に警察力をもつて対処する、先ほど来御議論のあるとおりでございます。そのことにつきましても法制は整つておるつもりでございますが、どのような運用にするのか、そういうことについてはきちんと詰めたさいというところがこの法案において書かれているものと承知をいたしております。

○又市征治君 そこで、もう一度官房長官にお願いしたいんですが、少し、イラクあるいはアフガニスタンの問題についてのこれは確認ということになるかもしれませんが、法的な根拠の問題を少しお伺

いしと思うんです。

アフガンを理由に海外派兵したはずの自衛艦がいつの間にかイラク攻撃に行く艦船に対して給油していたことが明らかになった。日本にとってアフガンでの戦争への支援とイラクへの武力攻撃への支援というのは全くこれは同じ法制上の根拠でやられているのかどうか。全く違うんだらうと思いますが、その点の御確認を一つお願いしたい。

二つ目に、このアフガンにおける米軍の戦争目的は九・一一テロの首謀者であるビンラディンを捕らえるためだと、こういうふうになされておったわけですが、結果はうやむやだと。このため、当初掲げた戦争目的は終わりが定まらない。五月一日にラムズフェルドさんはこれは終わったというふうにおっしゃっているわけだけれども、いずれにしても、統治機構ができた今日、日本が特措法を延長するのは全く必要のない話。少なくとも、アメリカが五月一日でもう終わったと、こう言っているんですから、少なくとも期限内には引き揚げるべきだと思いますが、その考えであるのかどうか。総理訪米で何かこの点についてアメリカとお話しされたのかどうか。これが二つ目。

それから三つ目に、イラクへの武力攻撃に続いて、アメリカが今イラク占領という格好になった。これへの協力はアフガン以上に根拠がないんじゃないのか、こう思えてなりません。大量破壊兵器が存在しなかったというのには明らかになつてきたわけですが、日本の戦争支持の目的は一体何だったのか。また、イラクへの復興支援をするのであれば、その法的な根拠は何か、今現在あるのかどうか。この点をお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) たくさんありましたので、ちょっと全部覚え切っているかどうか分かりませんけれども、順次お答えします。

まず、アフガニスタンにおける諸国の活動に対して我が海上自衛隊が補油をするという、そういう作業を行っているわけでございます。これはこのアフガニスタンの活動に対する補油と、こうい

うふうなことでございまして、イラクにおける活動のものではないということ、これは再三この委員会でも防衛庁長官から詳細説明をしておるところでございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

それから、なぜこの戦いが続いているのかと、もうその趣旨、その本旨は終わっているんじゃないかと、こういったような御質問があったと思いますが、これも、今、アルカイダがその元凶であるというように言われておりますけれども、このアルカイダがアフガニスタンから世界各地に拡散しておると、こういう状況があります。今後もテロを計画し実行する可能性があると、依然として国際社会にとつては深刻な脅威になつておると。米軍及びほかの国々は共同してアフガニスタンにおいて現在もアルカイダ、またタリバンの残存勢力の追跡、掃討を実施している

と、こういう状況でございます。そういうことで、米軍も、この戦いは終わったということではない、五月一日にブッシュ大統領もテロとの戦いは終わっていないということを述べております。いかなる状況になれば、テロ対策特措法に言いますテロ攻撃によつてもたらされている脅威が除去されたかと判断されるかということにつきまして、諸般の情勢を、状況を総合的に考慮して決めるということになりますけれども、一概に申し上げることは今の段階では困難であります。ただ、ほかの国々がみんな共同してこの作戦に参加しているわけですよ。そういう中でもう終わったと日本が宣言することができるとかどうか。そういうことはできないと思います。そういうことも含めてこれから検討を、いろいろその時々状況に応じて検討して加えていかなければいけないと、そういうふうにして思っております。

それから、このテロ特措法の期限が十一月一日で満二年になるわけでございますので、これはその状況を見てこの法律の取扱いをどうするかというのを今後検討をしなければいけない、そのように考えております。

○又市征治君 イラク復興支援。
それからもう一つ、イラクのことがございましたね。

現在、イラクにおいて米軍等は、この地域に民生や秩序を回復、維持する義務を果たすために暫定的に統治を行っていると、こういうふうに承知をいたしております。

二十二日に、今月二十二日に採択されました安保理決議一四八三においても、占領国として米英の特別の権限、責務及び義務を認識するという旨、述べておりますし、米英の当局に対し、領土の実効的な統治を通じてイラク人の福祉を増進するよう呼び掛けております。

イラクの復興に関しましては、我が国は、イラクが一日も早く再建され、イラクの人々の生活が正常化するようできる限りの措置を講じていくと考えております。安保理決議一四八三は、加盟国に対してイラクの安定及び安全の状況への貢献や人道・復旧・復興支援を要請しております、これに基づき我が国が行う協力が戦争協力の一環であるという、そういうことでは決まっております。

○又市征治君 大変長いお話をしたものですから時間がなくなりましたが、最後に、さきの我が党の田議員が石破さんに質問したときに、この法制は戦争をするためのものではなくてそれを抑止するためのものだ、という趣旨のお話がありました。

だとすると、先ほどの官房長官のお話にもありますけれども、一番大事なのは、やはり本場に、周辺に警戒心や不信や、こんなことを持たれないようにする、本場の意味で平和憲法に基づいて、さきの二〇〇〇年のあの戦争決別宣言を発展させて、非核不戦国家宣言をやはり衆参両院で上げて、こういうものを少なくとも国連にやっぱり求めていく、こういうことを明確にしていって、こういうことなどが非常に大事なんだろうと思えます。

て、終わりたいと思います。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、武力攻撃事態法案など有事関連三法案の廃案に関する請願(第一七五八号)(第一七六一号)

一、有事関連三法案の廃案に関する請願(第一七六二号)

一、有事関連三法案反対に関する請願(第一七六四号)(第一七六五号)(第一七六六号)

一、武力攻撃事態法案など有事関連三法案の廃案に関する請願(第一七六七号)

一、有事関連三法案の廃案に関する請願(第一七六九号)

一、有事関連三法案廃案に関する請願(第一七七〇号)

一、有事法制法案反対に関する請願(第一七九五号)(第一八四五号)

第一七五八号 平成十五年五月九日受理
武力攻撃事態法案など有事関連三法案の廃案に関する請願

請願者 富山県新湊市松木四六九 中西周
子 外八千九百八十名

紹介議員 又市 征治君

衆議院で継続審議となつた「武力攻撃事態法案」など有事法制関連三法案は、数多くの問題点をはらんでいる。(一)提案側が、今、なぜこの有事法案の成立を急ぐのかを明確にしていないこと。

(二)法案自体の根幹を成す「有事」の定義すら、非常に広い範囲にされ、あいまいなこと。(三)国民の生命、身体及び財産を保護する具体的な内容もはつきりしていないこと。(四)内閣総理大臣の権限を大幅に強化し、国の行政機関、地方自治体、指定公共機関を強制し、地方分権の流れに逆

行する中央集権的統制であること。(五)表現の自由を規制する動きと併せて基本的人権を制限するものであること。(六)民間を含めて戦争へ向けての総動員体制をつくるものであること。(七)沖縄での諸事件に象徴される日米地位協定の問題点解決を抜きにしたまま米軍支援に踏み込むものであること。(八)集団的自衛権の行使となる可能性が極めて高いこと等である。これらは、憲法の第九條(戦争の放棄)、第一一條(基本的人権の享有)、第一八條(苦役からの自由)、第一九條(思想及び良心の自由)、第二二條(表現の自由)、第二二條(職業選択の自由)、第九二條(地方自治の基本的原則)など、数多くの条項に反している。同法案は、アメリカの要請にこたえる中で進められてきた上に、プッシュ政権は実際に「対テロ戦争」という名で世界各地での戦争を遂行・計画しており、日本が戦争に参加することに直結している。この法案は、北東アジアを始めとした世界の軍事的緊張を加速・増大させる危険なものにほかならない。この法案に対して、地方自治体首長・議会を始め、各界から強い反対の声や疑念が表明されている。今の日本に必要なことは憲法に基づく政策を推し進め、アジアの平和環境を醸成することである。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、憲法上の数多くの問題点、あいまいな点を持つ「武力攻撃事態法案」など有事関連三法案を廃案にすること。
二、憲法に基づく平和政策を進めること。

第一七六一号 平成十五年五月十二日受理
武力攻撃事態法案など有事関連三法案の廃案に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相模原四ノ七ノ一〇七〇二 塩沢セイ子 外二
千九百九十九名
紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六二号 平成十五年五月十二日受理
有事関連三法案の廃案に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町一三ノ二二
村上恵子 外百六十名
紹介議員 大脇 雅子君

有事法制は何よりも軍事が優先され、結果的に人間の安全や命が後回しにされることを、公然と法律で認めてしまふものである。現在、私たちの国は自由主義経済の競争の下で、末期的とも言える企業体質の荒廃ぶりを目の当たりにしている。営利・効率第一主義の企業倫理は企業内にどまらず、広く深く社会一般や家庭にまでも浸透している。そのことが種々の社会問題の原因の一端を担っていないと、否定できない。その上に有事法制による軍事最優先の環境が加えられれば、なお一層人間を軽視する風潮が深刻化すると憂慮される。また戦後、日米関係の中で関係者により研究されてきた、米軍支援の色濃い法制案であることも見逃せない。二〇〇一年九月一日の同時多発テロ以来、米国は国家としてテロ行為を行ったわけではないアフガニスタンに数種類のハイテク新型爆弾を投下し続け、テロとは何の関係もない多くの市民の命を奪ってきた。これは国連憲章も国際法も無視した無法行為である。さらにプッシュ政権は、イラン・イラク・北朝鮮を「悪の枢軸」と決め付け、イラク・ソマリア・フィリピンへと戦火の拡大を目指している。そのような米国に軍事支援をすることは、日本もまた無数の人々の命を奪う加害者になることであり同盟国としてテロの標的になることでもある。戦争に反対するのは、あらゆる残虐非道な非人間的行為が、戦争においてなされるからである。このような事態を招く有事法制の立法化に強く反対する。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、有事関連三法案を廃案にすること。

第一七六四号 平成十五年五月十三日受理
有事関連三法案反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市牧志一ノ六ノ九 安
元阿佐子 外百二十二名
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一七六五号 平成十五年五月十三日受理
有事関連三法案反対に関する請願

請願者 岐阜県大垣市牧野町三ノ一四ノ四
安田徹郎 外一万五千三百五十二
名
紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一七六六号 平成十五年五月十三日受理
有事関連三法案反対に関する請願

請願者 熊本市南町一八ノ一五 山本寛幸
外一万五千三百五十一名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一七六七号 平成十五年五月十三日受理
武力攻撃事態法案など有事関連三法案の廃案に関する請願

請願者 横浜市泉区和泉町三、九八四 安
斉俊和 外二千六百八十八名
紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第一七五八号と同じである。

第一七六九号 平成十五年五月十四日受理
有事関連三法案の廃案に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉長谷町四〇三ノ
二〇三 鈴木久美子 外八百六十
三名
紹介議員 黒岩 宇洋君

現在、国会で審議されている「有事関連三法案」が可決されると、日本がいつでも戦争に参加できるようになり、いつでも戦争を引き起こせるようになる。多くのメディアで指摘されているように、この法案では、有事(戦争)の際にどこまで権

利が制限され、具体的にどのような協力を求められるのか、不透明さを残している。昨年七月二四日に福田官房長官が「思想・良心・信仰の自由が制約されることがあり得る」という発言をした。「安心して子供を産みたい、育てたい。そして、子供たちが安心して過ごせる社会であってほしい」という願いがどこまで制約されるのか、ひいては、一人一人の命やそのかわりが本当に大切にされるのか、そのことが明確にされていない現在の有事法制案に反対する。

ついで、有事の際にどこまで私たちや子供たちの権利が制限され、具体的にどのような協力を求められるのかが明確でない「有事関連三法案」を廃案にしたい。

第一七七〇号 平成十五年五月十四日受理
有事関連三法案廃案に関する請願

請願者 東京都渋谷区西原一ノ一九ノ三
安田俊朗 外二百四十四名
紹介議員 福島 瑞穂君

継続審議となつていて有事関連三法案(武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法改正案・自衛隊法改正案)は、大変問題が多いので、廃案とされたい。

理由

(一)「有事関連三法案」は、日本がアメリカと一緒に、アジアその他の国に自衛隊(軍隊)を派遣することを合法化するものである。これは、太平洋戦争時の日本のアジア侵略の反省を踏まえて「戦争放棄」を掲げた憲法第九條に違反し、日本の進むべき道を大きく誤らせることを、危惧する。今、アメリカがイラクと戦争をしているときに、あえて「戦時体制協力法」を設ければ、その結果は歴然としている。(二)「武力攻撃事態法案」には「有事に際しての民間協力」が具体的に示されており、港湾・空港を始め、学校・病院を含む公共施設や個人の土地提供まで強制されることになる。このような形で戦争に協力させられ、結果としてアジアその他の国の人々を苦しめることに加

担したくはない。国会がなすべきことは、新たな戦争のための法律をつくることではなく、戦後五〇年以上たった現在もまだ果たされていない、韓国・朝鮮を始めアジアの人々への戦後補償を一日も早く具体化することである。

第一七九五号 平成十五年五月十五日受理

有事法制法案反対に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡合川町川井字島屋

沢三六ノ四 榎本金治 外千五百

八十三名

紹介議員 福島 瑞穂君

有事法制法案は、自衛隊の武力行使を明記し、「おそれ」予測による先制攻撃も許すものである。また、地方自治体・電力・ガス会社などの指定公共機関、医療・運輸・土木・建築などの民間業者に対し、物品・施設・役務の提供を強制させる。物資保管命令を拒否すれば処罰される。さらに、首相に戦争遂行のための地方公共団体・公共機関に対する命令権限を集中させ、地方自治と基本的人権を破壊する。政府に交戦権を禁じた日本国憲法下でこの法案は成り立ち得ない。ついでには、有事法制法案の立法化を行わないようにされたい。

第一八四五号 平成十五年五月十五日受理

有事法制法案反対に関する請願

請願者 横浜市青葉区桜台三二ノ一三 羽

田洋子 外千二百九十五名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。